

令和6年度第1回なごや子ども・子育て支援協議会

日時：令和6年6月10日(月) 午後2時30分～

場所：名古屋市公館 レセプションホール

次 第

1 開会

2 あいさつ

3 委員の紹介

4 議題

- (1) 次期子どもに関する総合計画にかかる答申案について 資料1
- (2) 「なごや子ども・子育てわくわくプラン 2024 名古屋市子どもに関する総合計画」の令和6年度の主な新規・拡充事業について 資料2
- (3) 「なごや子ども・子育てわくわくプラン 2024 名古屋市子どもに関する総合計画」の令和5年度実績の進捗管理について 資料3

5 報告事項

- (1) 令和6年度子ども・若者支援部会の開催状況について 資料4
- (2) 令和5年度名古屋市児童相談所相談実績等の概要について 資料5
- (3) 令和6年4月1日現在の保育所等利用状況について 資料6
- (4) 今後の教育・保育施策のあり方にかかる意見書について 資料7
- (5) 子ども会活動振興策の方向性策定に向けた検討会議からの意見書について 資料8

6 閉会

＜議題 1＞

次期子どもに関する総合計画にかかる答申案に
ついて



子どもに関する総合計画の策定に向けた考え方

—答申—

なごや子ども・子育て支援協議会

令和6年6月

目 次

はじめに	…1
I 計画策定の考え方	…3
1 策定の趣旨、計画の位置づけ	
2 計画の期間	
3 計画の対象	
4 計画の基本的な視点	
(1) 子どもの最善の利益を重視し、権利を保障する視点	
(2) 当事者参画の視点	
(3) 一人ひとりの発達に応じた切れ目のない支援と共生の視点	
(4) 支援を必要とする対象につながるための情報提供や居場所の 視点	
(5) 民間団体との協働と相談・支援ネットワークの充実をはかる視 点	
II めざす姿と成果指標	…6
1 めざすまちの姿	
2 めざす姿	
3 成果指標	
III 現状と課題	…7
IV 施策・事業	…8
1 施策	
(1) 子どもの権利を守り生かすことへの支援	
(2) 子どもの健康・いのちの支援	
(3) 安心・安全で快適に過ごせる環境づくり	
(4) 多様な居場所と交流・体験の支援	
(5) 子ども中心の学びの支援	
(6) 子ども・若者の未来の応援	
(7) 安心して子どもを生み、親として成長することへの支援	
(8) 経済的負担の軽減	
(9) 地域全体での子育て支援	
(10) ワーク・ライフ・バランスの推進	
(11) 質の高い乳幼児期の教育・保育の総合的な提供	
(12) 社会的自立に困難を有する子ども・若者への総合的な支援	
(13) 障害や発達に特性のある子どもとその家庭への支援	
(14) 虐待を受けている子どもなど配慮を必要とする子どもとその家 庭への支援	

(15)	社会的養育が必要な子どもへの支援	
(16)	ひとり親家庭の子どもとその家庭への支援	
(17)	いじめなどの未然防止と早期発見・解決への対応	
(18)	外国につながる子どもとその家庭への支援	
(19)	子どもの将来が生まれ育った環境に左右されないための貧困 対策の推進	
(20)	子ども・若者・子育て家庭を応援する社会づくり	
2	事業	
3	進捗管理	
V	子ども・子育て支援事業計画	…16
	参考資料	…17

はじめに

なごや子ども・子育て支援協議会は、令和4年6月に「次期計画準備・調査部会」を、令和5年2月に「総合計画策定部会」「子ども・若者計画部会」「子育て家庭計画部会」「教育・保育計画部会」を設置し、次期「子どもに関する総合計画」の策定に向けた検討を重ねてきた。

令和6年2月、名古屋市長より協議会に対し、次期「子どもに関する総合計画」骨子案についての諮問があったことから、計画への反映を期待する策定に向けた考え方などについて、なごや子ども・子育て支援協議会として名古屋市長に対して提言するものである。

名古屋市は、これまでも「なごや子どもの権利条例」に基づく「子どもに関する総合計画」に従い、「子どもの健やかな育ちを社会全体で支援するなごやのまち」（「なごや子どもの権利条例」前文）をつくる取り組みを進めてきたところである。

なごや子ども・子育て支援協議会は、計画の進捗状況を毎年度把握し、その推進に関し、意見を申し述べてきた。現行計画の計画期間における市の主な取り組みとして、高い保育ニーズに対応した保育所等の整備を進めており、保育所等利用児童数は令和5年度はじめに約49,600人に達した。さらに、多様な教育・保育ニーズに対応するため、延長保育や一時預かり事業の拡充、医療的ケア児保育支援の実施等、さまざまな教育・保育の取り組みを推進してきたところである。

小学校就学後の子どもについては、共働き家庭の増加や就労形態の多様化などに伴う、放課後施策に対する利用ニーズの高まりを受け、子どもたちが豊かな放課後を過ごすことができる環境と子育てをしながら働きやすい環境を整えていくため、放課後事業を推進してきた。

子どもの虐待防止については、「名古屋市児童を虐待から守る条例」の推進をはかるべく、より一層の取り組みがなされ、児童相談所の専門的職員を増員するなど体制強化をはかるとともに、区役所への児童虐待対応支援員の増員や児童相談所兼務児童福祉司の配置も進めてきている。また、虐待の発生予防のため、子育てを学ぶ機会の提供や、子どもとの関わり方等に不安を抱える保護者への支援にも取り組んできた。

子ども・若者への支援については、子どもの最善の利益を確保するため、令和2年1月に子どもの権利相談室「なごもっか」を開設し、子どもの権利の保障や普及啓発を推進してきたほか、子ども・若者の積極的な社会参画の促進に向けて、令和4年5月に「子どもの社会参画のよりどころとなる指針」を策定するとともに、ワークショップなどで子どもの考えを聞く取り組みを進めている。また、家庭や学校等に居場所が見つからない子ども・若者が安心して過ごせる居場所を提供するとともに、SNS や繁華街等における犯罪の未然防止をはかる「子ども・若者の居場所づくりモデル事業」など、子ども・若者の新たな居場所づくりにも取り組んでいる。

困難を有する子ども・若者への支援については、「若者・企業リンクサポート」の相談体制を令和4年度から拡充し、就労困難な若者が本人の特性や能力に応じた働き方ができるよう、若者と企業の両方をサポートする取り組みを進めてきた。また、児童養護施設退所者等

が自立した生活を継続できるよう、経済的負担を軽減するとともに、退所施設との関わりを継続するための支援を開始した。

子育て支援については、令和4年1月に子ども医療費の対象を入院・通院ともに高校生世代まで拡充し、子育て家庭の経済的負担の軽減と子どもの健康を守る取り組みを進めてきた。また、名古屋市で生まれ育つ子どもと家庭に、子育てに必要な物品やサービスなどをプレゼントすることで、子育てを応援するメッセージや子育て支援情報を届ける「ナゴヤわくわくプレゼント事業」や、妊婦が緊急時に使えるタクシー券を支給する取り組みを新たに始めるなど、安心して子どもを生み、健やかに育てるための環境づくりを推進している。

現行計画の計画期間中には、新型コロナウイルス感染症の流行や物価高騰など、社会状況の変化により、子ども・若者や子育て家庭も大きな影響を受けてきた。新型コロナウイルス感染症の感染防止対策として人との接触が制限されたことなども背景に、学校での1人1台端末の導入など、急速にオンライン化が進められた。子ども・若者や子育て家庭への支援においても、SNS を活用した相談支援やオンラインでの学習サポートなどに取り組んできた。また、物価高騰の影響を受ける子ども食堂への食材配付や、保育所等給食の食材費を支援するなどの緊急的な取り組みも行った。

このように、さまざまな施策・事業が実施されてきており、個々の施策領域では成果が生まれているものの、社会環境の変化は大きく、多様化・複雑化する子ども・若者・子育て家庭を取り巻くすべての諸問題が解決・解消に向かっていないのが現状である。

こうした状況を打破し、子ども・若者・子育て家庭が幸福感を持って生活できることを願い、この答申では、次期「子どもに関する総合的な計画」に反映することを期待する諸点をまとめている。答申の趣旨を受けとめて計画が策定され、「なごや子どもの権利条例」の理念の実現に向け、施策が推進されることを期待したい。

令和6年 6 月 日

なごや子ども・子育て支援協議会 会長 平石賢二

次期「子どもに関する総合計画」(以下、「次期計画」という)の骨子案について、以下のよう
に提案する。

I 計画策定の考え方

1 策定の趣旨、計画の位置づけ

なごや子どもの権利条例 20 条により策定を定められた、子どもに関する施策を総合的かつ計画的に実施していくための計画としての位置づけが明確にされていることから、骨子案における以下の位置づけは適当と考える。

なお、「こども大綱」を勘案し策定する計画であることから、子ども・若者育成支援推進法第 9 条第 2 項に基づく「市町村子ども・若者計画」に位置づけることも検討されたい。

- 子どもに関する施策を総合的かつ計画的に実施していくため、なごや子どもの権利条例第 20 条に基づく「子どもに関する総合的な計画」として策定する
- 子ども・子育て支援法第 61 条第 1 項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」及び子どもの貧困対策の推進に関する法律第 9 条第 2 項に基づく「市町村における子どもの貧困対策についての計画」を包含した計画として策定する
- こども基本法第 10 条第 2 項に基づく「市町村こども計画」として位置づける
- 次世代育成支援対策推進法第 8 条第 1 項に基づく「市町村行動計画」として位置づける
- 名古屋市総合計画やその他の関連する各施策分野の個別計画と整合をはかり、子ども・若者・子育て家庭の支援に関する施策・事業を実施・推進する

2 計画の期間

計画期間を令和7年度から令和11年度の 5 年間とすることは適当と考える。

3 計画の対象

「すべての子ども・若者・子育て家庭とそれを支える社会」を次期計画の対象とすることは適当と考える。

4 計画の基本的な視点

現行計画においては、令和元年答申を参酌し策定された「基本的な視点」を踏まえ、子ども・若者・子育て家庭支援のさまざまな施策に取り組んできた。次期計画においても、「基本的な視点」を持って計画を策定し、推進していくことを期待する。

(1)子どもの最善の利益を重視し、権利を保障する視点

子どもは、生まれながらにして一人ひとりかけがえのない存在であり、権利を持つ主体である。なごや子どもの権利条例においては、「安全に安心して生きる権利」「一人一人が尊重される権利」「のびのびと豊かに育つ権利」「主体的に参加する権利」が子どもにとって大切な権利として定められている。

あらゆる場面で、こうした子どもの権利が保障されるよう配慮するとともに、子どもの視点に立ち、子どもとともに最善の方法は何かを考え、子どもの最善の利益を重視するという視点を何よりも優先して、すべての施策・事業を推進していくことが重要である。

(2)当事者参画の視点

令和5年4月に施行されたこども基本法では、子どもの意見表明や社会参画機会の確保が基本理念の一つとして定められていることも踏まえ、子どもは、自分たちに関わることについて主体的に参加することを通じて、当事者意識を高め、自分たちを取り巻く社会に関わり、他者と共生し、自立した大人へと成長していく。子どもが参加すること、子どもが考えや思いを表明する機会を与えられること、子どもの考えや思いが尊重されること、子どもが考えや思いを表明するために必要な支援を受けられることが、一人ひとりの発達段階に応じて保障されるようつとめられたい。

また、若者や子育て家庭についても、当事者である若者・保護者らの参画を促し、その意見を反映することにより、多様化するニーズを捉えた施策・事業の実施につなげていくことを重視すべきである。

(3)一人ひとりの発達に応じた切れ目のない支援と共生の視点

予測困難な社会情勢の変化の中で、子ども自身がどのように生きていくかを考える上で、子どもの権利意識を醸成していくことは欠かせない視点であり、できるだけ早い段階から子ども一人ひとりの発達に応じた支援を行うことが望まれる。すべての子どもの健やかな育ちのためには、その子ども・若者・子育て家庭の状況に応じて必要な支援が、特定の年齢で途切れることなくライフステージを通して行われ、誰一人取り残されないことが重要である。

また、さまざまな背景を持つ子どもが共生し、自分だけでなく他者も尊重し、一人ひとりの個性をお互いに認め合いながら育っていける環境を推進する必要がある。

(4) 支援を必要とする対象につながるための情報提供や居場所の視点

子ども・若者・子育て家庭が、それぞれ必要とする情報を得られるよう、情報提供の時期や方法などを工夫されたい。特に、困難を有する子ども・若者・子育て家庭は、自ら支援の場に出向くことができない場合があることに留意し、支援する側がアウトリーチすることにより、実効性ある支援がなされることが必要である。

また、子ども・若者・子育て家庭にはそれぞれの経験があることを尊重し、誰もが安心して過ごせる場所・時間・人との関係性などを持つことができるように支援を充実させていくことが望まれる。

(5) 民間団体との協働と相談・支援ネットワークの充実をはかる視点

多様化・複雑化する問題に対応していくため、子ども・若者・子育て家庭を支援する側の量的拡充をはかるとともに、質の向上を進めることが重要である。安定した支援を継続的に行えるよう、人材の安定的な配置や研修の充実等の必要な援助により、支援者・団体の育成や支援に取り組むことが求められる。

民間団体は行政とともに、子ども・若者・子育て家庭の支援の一端を担う存在であり、行政と民間団体との連携・協働はより一層求められている。また、地域における見守りや助け合いが重視されていることから、子ども・若者・子育て家庭への支援に多様な地域コミュニティが協働できるとともに、一方向的な支援の関係性だけではなく、相互に支援を循環させることのできるような仕組みづくりにつとめられたい。

さらに、それぞれの分野ごとの縦割りの対応を克服し、相談・支援の機関や組織を横につなぎ、包括的な相談・支援ネットワークの強化をはかることが必要である。

Ⅱ めざす姿と成果指標

1 めざすまちの姿

なごや子どもの権利条例の理念に基づき、「子どもの権利を保障するとともに、子どもの視点に立ち、子どもとともに最善の方法は何かを考え、子どもの健やかな育ちを社会全体で支援するまち」を柱とすることが望ましい。

2 めざす姿

現行計画において、計画の対象それぞれの 10、20 年後のめざす姿を設定したことから、継続性を鑑み、次期計画においてもこれを基本とし、対象それぞれの望ましいあり方を設定していくことは適当と考える。

対 象	め ざ す 姿
子 ども	安心して健やかに育ち、他を思いやる心を持ち、豊かな人間性と創造性を備えるとともに、肯定的な自己概念を形成し、物事を考え、自分らしさを表現することができる子ども
若 者	自らの居場所を得て成長するとともに、主体的に社会に参画し、他者と共生しながら、日々の生活において幸せを実感できる若者
子育て家庭	保護者が仕事と家庭生活のバランスを図りながら、子育てをすることに喜びを感じ、子どもが安心して生活し、健やかに成長できる家庭
社 会	子どもの最善の利益を実現するため、社会全体で子ども・若者・子育て家庭を支えることにより、子どもを安心して生み、育てることができるとともに、個人の多様性を認め合う魅力にあふれる社会

3 成果指標

めざす姿にどれだけ近づけたかを評価するため、骨子案の指標を用いることは適当と考える。現行計画における目標値に対する達成状況等を勘案しながら、次期計画の計画期間における目標値を適切に設定し、目標達成に向け、効果的に施策を推進していくことが望まれる。

Ⅲ 現状と課題

的確な現状把握のもと、課題解決に向け、施策を推進していくことが望まれる。

少子化や核家族化、新型コロナウイルス感染症流行の影響等により、子どもの体験活動や交流の機会が減少傾向にあることから、その機会の重要性を改めて認識した上で、多様な体験・交流の場や機会を提供する取り組みが求められている。

不登校児童生徒数が増加傾向にあるが、その要因はさまざまに複雑に関わりあう場合が多い。子ども一人ひとりに向き合い、きめ細かな支援を充実させるとともに、すべての子どもの学ぶ権利を保障されるよう、ICT を活用した学習など多様な支援を進められたい。

若者の価値観が多様化する中で、物理的な場所だけでなく、時間や人との関係性の中で、安全に安心して過ごせる居場所を持てるよう、多様なニーズに応じた居場所づくりが求められている。

少子化の進行が深刻さを増す中で、それぞれの結婚や妊娠・出産、子育てに対する希望がかなっていない状況がある。若者が結婚や妊娠・出産、子育て、仕事を含めて自らの将来を見通し希望を抱くことができるような取り組みを進めるとともに、家族を持つことや子どもを生み、育てることを希望する若者が、その希望をかなえられるよう支援することが求められている。若者の選択を尊重し、その選択を社会全体で応援するという意識を醸成していくことも必要である。

子ども・若者の自殺者数が増加傾向にあり、危機的な状況となっている。自殺予防教育や、自殺リスクの早期発見、多様な手段を用いた相談体制の整備など、総合的に取り組んでいく必要がある。

子どもを育てる保護者の就労状況や就労形態の変化を踏まえ、男女ともに仕事と家庭生活の両立が可能な職場環境の整備を一層進めていくことが必要である。家庭における家事・育児の役割分担が性別によって偏ることがないように、当事者だけでなく子育て家庭を取り巻く社会全体の意識の醸成が求められている。

子育て家庭が経済的な不安を感じることがないように、子どもの育ちを支えるために必要な経済的支援の充実が必要である。また、家庭の経済的な状況によって、子どもの現在・将来の選択が狭められることのないよう、子どもが多様な経験をすることのできる場や機会の提供も含めた支援が求められる。

子育て家庭をめぐる環境が変化している中で、子育て家庭が孤立感を深めたり、悩みや困りごとを抱え込んだりすることのないよう、それぞれの家庭が必要とする支援や関わりを地域で適切に提供できる仕組みづくりが必要である。

子どもの健やかな育ちを社会全体で後押しするため、子ども・若者・子育て家庭を応援する機運の醸成とともに、社会全体で子どもを育てるという意識の醸成が求められている。

IV 施策・事業

1 施策

前述のめざす姿等を実現するために、次期計画の計画期間内に取り組むべき施策の体系と方向性について、次のように提案する。

(1)子どもの権利を守り生かすことへの支援

なごや子どもの権利条例(以下「子どもの権利条例」という。)の認知度について、平成 30 年度と比較すると、子ども、保護者のいずれにおいても上昇した。しかしながら、令和 5 年度調査で、内容を知っている子どもは 5.3%、保護者は 3.2%に留まっている。また、18 歳以上の市民の方を対象とする市政アンケートにおいても、認知度は平成 30 年度に比べ上昇しているものの、「知らない」という方が依然として 6 割を超えている。子どもの権利を保障するため、子どもの権利条例の趣旨が広く市民に周知され、共有されるようつとめられたい。

また、子どもの権利条例で定められている 4 つの権利が守られているかどうかについて、いずれの権利も子どもでは約11~17%が、保護者では約18~27%が守られていないと答えている。例えば、「主体的に参加する権利」については、学校や日常生活の中ですでに取り組まれていることもあるように、日々の生活の中で子どもの権利が守られ、それが子どもの権利であるということを意識することができるよう、市民の日常に根差した啓発も必要である。

(2)子どもの健康・いのちの支援

引き続き子どもが安心して医療や健診を受けられる環境を整えていくとともに、新型コロナウイルス禍でのさまざまな行動制限やインターネット使用時間の増加により拍車がかかった子どもの運動不足を改善し、子どもたちの生きる力を育てるため、運動に親しむ子どもを増やす取り組みを進め、子どもの体力・運動能力の向上の推進をはかっていくことなども必要である。

また、子ども・若者の自殺者数が増加傾向にあることは喫緊の課題である。誰も自殺に追い込まれることのないよう、悩みを抱えた際に SOS を出せるよう啓発するなど対策をより一層強化するとともに、部局の垣根を越えた総合的な自殺予防に取り組むことが求められる。

(3)安心・安全で快適に過ごせる環境づくり

すべての子どもが健やかに育つためには、事故や犯罪被害、災害から子どもの安全が守られなくてはならない。住まいや子どもが過ごす場所での安全対策を進めるとともに、子ども自身が発達の程度に応じた安全教育を受ける機会を与えられることが必要である。

また、子ども、妊産婦、子ども連れ等すべての方が安心して外出し、施設等を利用できるようバリアフリーを推進するとともに、保護者の性別や子どもの年齢等に関

係なく子どもを連れて外出しやすいまちとなるよう施設等の整備を進めることが望まれる。

(4)多様な居場所と交流・体験の支援

居場所を持つことは、自己肯定感の形成などにも関わる要素であり、すべての子ども・若者が、場所や時間、人との関係性を含めて、安全に安心して過ごせる居場所を持つことができるよう、多様な居場所づくりが求められている。多くの子どもの居場所となっている児童館や子ども会等の既存の事業についても、子ども・若者のよりよい居場所となるよう取り組まれない。

少子化や家庭環境の多様化、新型コロナウイルス禍での行動制限などにより、子どもの体験・交流の機会が減少傾向にある。遊びや体験活動、さまざまな年齢の子どもや地域の大人との交流を通して、子どもたちは主体性や社会性を身につけていくことや、自分に合った居場所を見つけることができる。子ども・若者がそれぞれの状況に応じて、多様な体験や交流ができ、自分の居場所を持つことができるよう、地域資源もいかした機会や場の提供が望まれる。

保護者の就労状況の変化等により、放課後施策に対する市民ニーズは高まっている中で、放課後児童クラブの待機児童が生じるなど、小学校年齢期の放課後の居場所の充実が喫緊の課題である。子どもたちが豊かな放課後を過ごすことができるよう、質の確保にも十分留意しながら、放課後施策の拡充に取り組まれない。

(5)子ども中心の学びの支援

市立小・中学校での不登校児童生徒数が増加しているが、すべての子どもに学ぶ権利があり、一人ひとりの状況に応じた学びの機会が保障されなければならない。「民間オンライン学習プログラム」や、中学校で実施されている「校内の教室以外の居場所づくり」などの取り組みについて、引き続き丁寧に推進されたい。

また、子どもたちが抱える困難の多様化・複雑化など、学校を取り巻く状況が大きく変化する中で、教職員の長時間勤務が常態化するなど、教職員を取り巻く環境は大変厳しいものになっている。教職員が心身ともに健康に働くことができる環境を構築しながら、多様な学びの場を確保するなど、子どもの学びの充実に向けた環境づくりを進めていく必要がある。

(6)子ども・若者の未来の応援

子どもたちが自分らしく生きるためには、子ども・若者が今だけでなく、将来の見通しを持って夢や希望を持ち、その希望がかなえられるよう支えられることも重要である。子ども・若者が自分の適性等を理解した上で、進学や就職、結婚、妊娠・出産、子育てなどの人生のイベントにかかる選択を行うことができるよう、ライフステージに応じたキャリア形成やライフデザインの支援が望まれる。

また、働くことや家族を持つことには多様な価値観や考え方があることを大前提

として、子ども・若者がどのような選択をしても、その決定が尊重され社会全体で応援されるよう、社会機運を醸成していくことも求められる。

(7)安心して子どもを生み、親として成長することへの支援

安心して子どもを生み、育てるためには、子どもが生まれてからだけではなく、妊娠前から妊娠期、出産、子育て期へと切れ目なく支援を行っていく必要がある。妊娠・出産に関する正しい知識の普及や相談支援につとめるとともに、これから親になる人への子育てにかかる情報提供を充実させることは、虐待防止の観点からも重要である。

支援にあたっては、保護者それぞれの状況に合った情報提供とともに、きめ細かくフォローできる伴走型の相談支援体制が求められている。相談窓口については、ワンストップで相談できることが望ましいが、それが難しい場合には、相談機関同士で役割分担と連携を行うことができる仕組みづくりが必要である。

さまざまな支援を通して、保護者が安心感を持って子どもを生み、育てることに向き合えるよう取り組まれない。

(8)経済的負担の軽減

子育てに経済的負担を感じたことのある保護者の割合は、平成30年度調査39.4%から令和5年度調査44.1%と4.7ポイント増加している。また、市の経済的な支援の充実に満足していない方が、特に就学前の子どもを持つ保護者で平成30年度調査24.6%から12.9ポイント増加し、37.5%となっている。

経済的支援においては、子ども医療費自己負担額の助成制度など評価できる取り組みもある。一方で、物価高騰や教育費負担の増加等により子育て家庭での経済的な負担感が増しているとともに、所得制限により助成・負担軽減制度を利用できない子育て家庭での不満が高まっていることが推察される。

経済的負担を理由とした子育て家庭の困難感を軽減するよう、引き続き経済的支援を必要とする家庭への切れ目のない助成や負担軽減に取り組むとともに、子育てにかかるさまざまな支援があるということを積極的に広報していくことも必要である。

(9)地域全体での子育て支援

核家族化の進展や地域のつながりの希薄化などにより、身近な人から子育てに関する支援を受けることが難しい状況にある。子育てすることへの悩み・不安を抱え込んでしまうことのないよう、子ども連れの保護者が出向きやすい身近な場所で支援が受けられる体制が必要である。あわせて、孤立感の解消がはかれるよう、他の子育て家庭と気軽に交流できるような工夫も検討されたい。

地域、団体、企業等にも子どもや子育て家庭への理解を促し、協調しながら支援に積極的に関わってもらえるよう、地域が子ども・子育てを温かく見守り、地域全体

で子ども・子育てを支えていくという意識の醸成も必要である。

(10)ワーク・ライフ・バランスの推進

働いていた母親のうち出産前後(それぞれ1年以内)に仕事をやめた割合は平成30年度調査55.3%から令和5年度調査36.4%と大幅に減少しており、出産後も仕事を続ける女性が増えてきている。育児休業を取得した父親の割合(父母ともに取得した場合を含む)は平成30年度調査2.5%から令和5年度調査12.9%と増加している。男女ともに育児休業を取得しやすい環境とともに、子育てしながら就労する人が柔軟に働くことのできる環境を整えていくことがより一層必要となっている。

一方で、教育を含む子育てを主に行っているのが母親である割合は平成30年度調査78.9%から令和5年度調査69.4%と減少しているものの、依然として母親に偏っている状況がある。家庭における家事・育児の役割分担が性別によって偏ることによる、子育て家庭のワーク・ライフ・バランスの不満が解消されるよう、子育て家庭のみならず、地域や企業等を含めた社会全体の意識を醸成することも求められる。

(11)質の高い乳幼児期の教育・保育の総合的な提供

少子化の進行に伴い、保育所等利用申込者数の伸びは鈍化傾向にあり、教育・保育にかかる市民ニーズは量の拡大から、これまで以上に質の向上へと移行している。また、働き方の多様化による休日保育や延長保育の利用者の増加や、配慮が必要な子どもの増加など、多様な教育・保育ニーズへの期待はさらに高まっている。必要な量を確保するとともに、利用する子どもが安心して過ごすことができるよう取り組み、保護者にとって分かりやすく利用しやすい仕組みづくりが求められる。

名古屋市内の幼稚園や保育所等を利用するすべての子どもの育ちを支えるためには、施設類型を問わず教育・保育の質が担保されるよう、教育・保育施設における子どもの育ちの質の向上に向けた統一的なガイドライン等を策定するとともに、ガイドライン等を踏まえた評価・改善の仕組みづくりが望まれる。

教育・保育の質をより高めていく上で、教育・保育を担う人材の確保と一人ひとりの資質や専門性の向上は必要不可欠である。すでに取り組まれている保育士確保対策をより一層進めるとともに、離職防止につながる取り組みなどを通して、よりよい働き方が実現できる仕組みづくりも求められる。研修が日々の教育・保育に直接的につなげられるよう地域単位で実践的な研修を行うほか、オンライン研修等の受講しやすい工夫を行うなど、研修の充実をはかることを通して、質の向上につなげられたい。

幼児期の教育・保育と小学校教育との連携・接続を通して、めざすべき共通の資質・能力が一貫して育まれることが重視されている。円滑な幼保小接続のためにどのような取り組みが必要であるのか、関係部局間で連携・共同し検討されたい。

(12)社会的自立に困難を有する子ども・若者への総合的な支援

ひきこもり、不登校など困難を有する子ども・若者の問題に対しては、「子ども・若者総合相談センター」を核とした支援の充実がはかられているところであるが、深刻な相談が増加しており、1件ごとの対応に相当の時間を要しているとともに、支援員の負担も大きくなっている現状から、組織的に対応することができる体制づくりなど対策を講じていくことが必要である。

働くための能力を身につけても、本人の特性から就職に至らない若者や意に沿わない短期離職を繰り返す若者もいる。そういった若者が自身の特性をいかして働くことができるよう、一人ひとりの特性や状況に応じた就労支援や企業とのマッチングを丁寧に行うとともに、支援の有効性について企業をはじめとした社会の理解が促進されるよう周知に取り組むことが求められる。

(13)障害や発達に特性のある子どもとその家庭への支援

市民に十分な情報を提供し、障害や発達に特性のある子どもについて正しい理解を促すとともに、障害や発達の特性の有無に関わらず、安心してともに暮らすことができる地域づくりを進めるため、保育所や学校等におけるインクルージョンを推進されたい。

発達障害への認知の高まりや子育て環境の変化などにより、子どもの発達について不安感を抱く保護者が増えている。まずは保護者の不安感を受け止め、育児不安の段階から支援をしていく必要がある。

子ども発達支援のニーズは高まっており、地域療育センターの体制を拡充するとともに、幼稚園・保育所や放課後児童クラブ等のバックアップを行うことなどにより、それぞれの子どもが置かれた環境やライフステージに応じて、子ども・子育て支援の一般施策と一体的に子ども発達支援が切れ目なくなされることが望まれる。

また、医療的ケアや専門的支援が必要な子どもが安心して地域での生活を送れるよう、適切な支援を提供するため、関係機関の連携体制の強化に取り組まれない。

(14)虐待を受けている子どもなど配慮を必要とする子どもとその家庭への支援

子どもの虐待相談は高い水準で推移している。不適切な養育につながる可能性のある家庭、子どもの SOS をできる限り早期に把握し対応するため、福祉・保健・教育分野を担当する部署の連携を強化するとともに、相談体制や専門性を充実させていくことが重要である。

未然防止の取り組みとして、これから親になる人も含めて、さまざまな場面で子育てを学ぶことができるよう、オンライン講座や動画配信など、子育て世代により身近な手段での情報や機会の提供を工夫されたい。

ヤングケアラーについては、子どもの権利の観点からも重大な問題があるが、子ども自身や家族に自覚がない場合もあり、周りの大人も気づきにくい。子どもや周囲の大人が気づくことができるよう、理解・認識を高めるための広報・啓発により一

層取り組むとともに、ヤングケアラーが気軽に相談できる仕組みづくりが必要である。ケアを行う子どもを把握した場合には、子ども本人の気持ちにも配慮しながら、必要な支援につなげることが求められる。

(15)社会的養育が必要な子どもへの支援

児童養護施設等においては、被虐待や障害等の多様な困難を有する子どもを受け入れている状況があり、そうした子どもを受け止めることができるよう、施設職員の専門性の向上とともに、一人ひとりに合わせた対応が可能となる環境整備が望まれる。

社会的養育を必要とする子どもが適切に保護され、心身ともに健やかに養育されるよう、より家庭的な養育環境で育てられることが望まれていることから、里親やファミリーホームの充実が求められている。登録里親数の増加に伴い、里親が安心して適切な養育ができるよう日頃からの支援も重要となっており、児童相談所や児童養護施設等の連携による支援や里親支援センターの設置などによる里親支援の体制強化が必要である。

また、社会的養育を受けていた子どもは、大学等進学率の格差などに表れるように、進学や就労、自立した生活を営む上で、さまざまな困難に直面している状況がある。自立に向けた支援を進めるとともに、進学・就職した後のフォローアップの充実につとめる必要がある。

(16)ひとり親家庭の子どもとその家庭への支援

令和5年度に名古屋市が実施したひとり親世帯等実態調査によれば、母子世帯の母親の約 9 割が就労している一方で、就労形態としては非正規雇用の割合が高くなっている。母子世帯の平均年間世帯収入は317.9万円であり、平成30年度と同調査における母子世帯の世帯年収は319.3万円であったことを踏まえると、ひとり親家庭の経済的な厳しさは依然として深刻であると言える。ひとり親家庭の経済面での課題は、子どもの貧困の問題とも大きな関わりを持っており、ひとり親家庭に対する経済的支援とともに、より収入が高く安定した就労を可能にする支援が必要とされている。あわせて、子どもに多様な経験をする機会を提供するなど、貧困の連鎖を断ち切るための支援にも引き続き取り組むことが求められる。

ひとり親家庭への相談支援はこれまでも行ってきたところだが、ひとり親世帯等実態調査によれば、名古屋市の施策等で期待することでは「相談事業の充実」がもっとも多くなり、ひとり親家庭の保護者が相談支援につながることなく孤立している状況が懸念される。父子世帯も含めて、ひとり親家庭に対して必要な支援が確実に行き渡るよう、わかりやすくきめ細やかな情報提供につとめるとともに、さらに積極的な相談支援に取り組まれない。

また、子どもにとっての不利益が生じることのないよう、養育費の履行確保や安全な親子交流のため、離婚を考えている時期など早い段階からの相談支援や取り

決めの促進について、引き続き周知につとめることが必要である。

(17)いじめなどの未然防止と早期発見・解決への対応

いじめは、子どもの心身に深刻な影響を及ぼす、決して許されない行為であり、未然防止に取り組むとともに、事態を深刻化させないために早期に発見し、組織的な対応を行うことが非常に重要である。

名古屋市の児童生徒 1,000 人あたりのいじめ認知件数は、平成 30 年度には 14.5 であったところ、令和 4 年度には 43.9 と大きく増加している。いじめの対応にはまずいじめを認知することが必要であり、さらに積極的に認知し早期対応するため、子ども一人ひとりとふれ合う時間が確保できるよう教員の多忙化解消に取り組まれない。加えて、なごや子ども応援委員会との連携が十分に機能するよう、活用方法の研修を教職員に対して実施することも必要である。

子どもへのスマートフォンの普及などに伴い、SNS 上の誹謗中傷など、いわゆる「ネットいじめ」も増えていることから、情報モラル教育の一層の充実も望まれる。

(18)外国につながる子どもとその家庭への支援

市の国際化が進む中、外国にルーツを持つ子どもや長期の外国生活を経て帰国した子どもなど、外国につながる子どもが増えている。外国につながる子どもは母語や文化の違いなどから、孤立しがちであったり、生活に適応しづらかったりする。外国につながる子どもが日本での生活に適応し、希望するキャリアを選択できるよう、言語的・文化的背景の違いに配慮しながら、日本語指導や生活・学習・就労の支援などを行うことが必要である。

外国につながる子どもの保護者の中には、日本語を理解できない人もおり、相談窓口や支援制度などの必要な情報が十分に伝わっていない場合や、子どもがやむを得ず通訳をしている場合もある。子どもが安心して生活できるよう、保護者に対して、子育て支援や教育制度、相談窓口等に関する情報を多様な言語・手段で提供することがより一層求められる。

(19)子どもの将来が生まれ育った環境に左右されないための貧困対策の推進

調査結果によると、生活レベルが「やや苦しい」「かなり苦しい」と感じている子どもは自己肯定感が低い、大学進学希望が少ないなどの傾向が見られた。子どもの貧困は、心身の健康や進学機会、学習意欲等に影響を及ぼす深刻な問題である。子どもの健やかな育ちを保障するには、子育て家庭の経済的基盤を支えることが必要不可欠である。

子ども・若者がその環境にかかわらず、能力や可能性を伸ばして、夢や希望を持ち、挑戦できるよう、学習や体験の機会を提供するとともに、多様な進路選択を可能とする支援も望まれる。

生活困窮状態にある保護者の安定的な経済基盤を確保するため、所得の増大や

職業生活の安定、子育てと両立できる就労に向けた職業訓練と就職の支援も必要である。

貧困の連鎖を生じさせないために、将来にわたる子どもの貧困の解消に向け、子どものライフステージに応じた切れ目のない支援を充実していくことを期待する。

(20)子ども・若者・子育て家庭を応援する社会づくり

地域の人が子育てを温かく見守ってくれていると感じる保護者の割合は、平成30年度調査31.5%から令和5年度調査26.7%と4.8ポイント減少している。また、18歳以上の市民の方を対象とする市政アンケートにおいて、子どもを取り巻く環境に関心がある市民の割合は、平成30年度調査76.3%から令和5年度調査71.6%と4.7ポイント減少した。子どもや子育て家庭が社会の中で安心して過ごすことができ、多様な支援制度を気兼ねなく利用することができるよう、子ども・若者・子育て家庭を社会全体で見守り、応援する機運の醸成が求められる。子どもや子育てに対するポジティブな意識を社会で共有するような広報・啓発を充実させるとともに、公共の場において妊産婦や子どもを連れた家庭に配慮する案内や施設整備を実施するなど、市民生活の中で理解を促進する取り組みも工夫されたい。

子どもの権利条例がめざす「子どもの健やかな育ちを社会全体で支援するまち」の実現に向け、名古屋市が子ども・若者・子育て家庭を応援していることが当事者だけでなくすべての市民に伝わるよう、メッセージを強く打ち出していくことも望まれる。

2 事業

施策の推進に資する事業を適切に実施されたい。

3 進捗管理

計画の実施状況等について、なごや子ども・子育て支援協議会に意見を聴くとともに、子どもを含めた市民の意見を聴き、子どもに関する総合計画等に反映させることができるよう、仕組みを工夫することも期待される。

V 子ども・子育て支援事業計画

子ども・子育て支援法において、市町村は、国が定める基本指針に即して、5 年を 1 期とする市町村子ども・子育て支援事業計画を作成することとされている。その計画の中では、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びにそれに対応する提供体制の確保の内容及び実施時期について定めることになっている。

市町村子ども・子育て支援事業計画は、地域の人口構造や産業構造等の地域特性、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の利用状況、利用希望等を踏まえて作成することが必要である。

市町村子ども・子育て支援事業計画の作成にあたっては、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の現在の利用状況を把握するとともに、調査結果を踏まえて教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを推計し、具体的な目標設定を行うことが求められている。

「子どもに関する総合計画」は子どもの健やかな育ちを支援するための大きな方向性を示す計画であり、「子ども・子育て支援事業計画」においても、その方向性を同じくすべきものであることから、法に定められた事業の量の確保について記載するにあたっては、施策に記述された質の確保等の方向性についても十分留意しながら、策定されることを期待する。

子ども・子育て支援事業の推進にあたっては、子ども・子育て支援法に基づく基本指針の趣旨を踏まえ、保護者の気持ちを受け止め、寄り添いながら相談や適切な情報提供を行うようつとめるとともに、発達段階に応じた子どもとの関わりを支援することが必要である。また、安全・安心な活動場所等、子どもの健全な発達のための良質な環境を整えることや人材を育て、いかしていくことも重要であると考ええる。

こうした点を踏まえ、名古屋市が定めた支援事業計画が確実に実施されるとともに、その評価・検証を行い、ニーズに的確に対応していくことが必要である。

注：特に記載のない名古屋市が実施した調査の結果については、「令和5年度子ども・若者・子育て家庭意識・生活実態調査」を示す。

参考資料

1 検討経過

会議等	開催日	議題等
第1回子ども・子育て支援協議会	令和4年 6月13日	・次期子どもに関する総合計画策定に係る準備について
第1回次期計画準備・調査部会	8月30日	・次期計画準備・調査部会について ・わくわくプラン 2024 策定時からの新たな課題について
第2回次期計画準備・調査部会	10月19日	・次期計画における基本的な考え方(案)について ・子ども・若者・子育て家庭 意識・生活実態調査について ・次期計画に係る部会構成について
第2回子ども・子育て支援協議会	10月31日	・次期計画準備・調査部会の開催状況について
第3回次期計画準備・調査部会	令和5年 1月20日	・第2回部会の概要について ・次期子どもに関する総合計画策定にかかる調査について ・次期子どもに関する総合計画策定にかかる部会の設置について
第3回子ども・子育て支援協議会	2月3日	・次期計画準備・調査部会の開催状況について
第1回総合計画策定部会	4月28日	・次期子どもに関する総合計画策定にかかる部会の役割について ・次期子どもに関する総合計画策定スケジュールについて ・次期子どもに関する総合計画策定の方向性について ・次期子どもに関する総合計画策定にかかる調査について 【教育・保育計画部会のみ】 ・今後の保育施策のあり方検討について
第1回子ども・若者計画部会	5月22日	
第1回教育・保育計画部会	5月22日	
第1回子育て家庭計画部会	5月25日	
第1回子ども・子育て支援協議会	6月7日	・次期子どもに関する総合計画策定にかかる各部会の検討状況について
第2回教育・保育計画部会	7月14日	・今後の教育・保育施策のあり方検討について

会議等	開催日	議題等
第3回教育・保育計画部会	9月7日	・今後の教育・保育施策のあり方検討について ・子ども・若者・子育て家庭意識・生活実態調査の速報と二次分析について ・次期子どもに関する総合計画策定にかかる現状・課題について
第2回子育て家庭計画部会	10月13日	・子育て支援団体からのヒアリング及び意見交換 ・子育て家庭にかかる施策のあり方について ・子ども・若者・子育て家庭意識・生活実態調査の速報と二次分析について
第2回子ども・若者計画部会	10月20日	・子ども・若者支援団体からのヒアリング及び意見交換 ・子ども・若者にかかる施策のあり方について ・子ども・若者・子育て家庭意識・生活実態調査の速報と二次分析について
第2回総合計画策定部会	10月24日	・計画3部会における検討状況等について ・子ども・若者・子育て家庭意識・生活実態調査の速報と二次分析について ・次期子どもに関する総合計画の基本的な視点について
第2回子ども・子育て支援協議会	10月31日	・次期子どもに関する総合計画策定にかかる各部会の開催状況について
第4回教育・保育計画部会	12月11日	・今後の教育・保育施策のあり方検討について ・次期子どもに関する総合計画策定にかかる現状・課題について ・子ども・子育て支援事業計画の量の見込みと確保方策の考え方について
第3回子ども・若者計画部会	12月15日	・子ども・若者にかかる施策のあり方について ・子ども・子育て支援事業計画の量の見込みと確保方策の考え方について
第3回子育て家庭計画部会	12月19日	・子育て家庭にかかる施策のあり方について ・子ども・子育て支援事業計画の量の見込みと確保方策の考え方について
第3回総合計画策定部会	12月26日	・計画3部会における検討状況等について ・次期子どもに関する総合計画のめざす姿と成果指標について
第5回教育・保育計画部会	令和6年1月29日	・子育て世帯からのヒアリング及び意見交換 ・今後の教育・保育施策のあり方検討について
第3回子ども・子育て支援協議会	2月13日	・諮問 ・次期子どもに関する総合計画策定にかかる各部会の開催状況について
第4回子ども・若者計画部会	4月22日	・子どもに関する総合計画の策定に向けた考え方(答申案)における子ども・若者にかかる施策の方向性について

会議等	開催日	議題等
第4回子育て家庭計画部会	4月25日	・子どもに関する総合計画の策定に向けた考え方(答申案)における子育て家庭にかかる施策の方向性について
第6回教育・保育計画部会	4月26日	・子どもに関する総合計画の策定に向けた考え方(答申案)における教育・保育にかかる施策の方向性について ・今後の教育・保育施策のあり方検討について
第4回総合計画策定部会	5月14日	・子どもに関する総合計画の策定に向けた考え方(答申案)について
第1回子ども・子育て支援協議会	6月10日	・次期子どもに関する総合計画にかかる答申案について

2 なごや子ども・子育て支援協議会 委員（令和4年6月13日～）

会 長 平石 賢二

副会長 門間 晶子

氏 名	所 属 団 体 等	部 会			
		総	子	家	教
鈴木 潤子	名古屋市子ども会連合会 (浅野委員 令和4年9月1日～ 委員交代)		○		
浅野 香代子					
大熊 宗麿	社会福祉法人名古屋市社会福祉協議会 (内山委員 令和6年6月1日～ 委員交代)				
内山 和美					
杉江 不二子	公募委員 (蛭沢委員 令和4年9月1日～ 委員交代)		○		
蛭沢 光					
大橋 勝	名古屋人権擁護委員協議会 (小笠原委員 令和5年5月17日～ 委員交代)				
小笠原 孝三					
竹内 賢一	名古屋市立高等学校 PTA 協議会 (渡辺委員 令和5年5月12日～ 委員交代) (甲斐田委員 令和6年6月1日～ 委員交代)		○		
渡辺 優子					
甲斐田 奈津					
加藤 章一	名古屋市区政協力委員議長協議会 (加藤和政委員 令和6年5月24日～ 委員交代)				
加藤 和政					
門間 晶子	名古屋市立大学大学院看護学研究科	○		◎	
河村 暁	公益社団法人名古屋市私立幼稚園協会				
鬼頭 菊恵	名古屋市社会的養育施設協議会		○		
久世 康浩	愛知県経営者協会			○	
河野 莊子	名古屋大学大学院教育発達科学研究科	○	○		

氏 名	所 属 団 体 等	部 会			
		総	子	家	教
木下 孝一	特定非営利活動法人 CAPNA (小久保委員 ~令和4年8月31日) (木下委員 令和4年9月1日~ 委員交代) (小久保委員 令和5年5月12日~ 委員交代)			○	
小久保 裕美					
近藤 正春	桜花学園大学・名古屋短期大学名誉教授	○			◎
末盛 慶	日本福祉大学社会福祉学部	○	○		
鈴木 敏	公益社団法人愛知県防犯協会連合会				
松永 由美子	連合愛知名古屋地域協議会 (瀧川委員 令和4年9月1日~ 委員交代)			○	
瀧川 紀子					
田添 千裕	名古屋市立小中学校 PTA 協議会			○	
服部 忠夫	一般社団法人名古屋市医師会 (立松委員 令和4年9月1日~ 委員交代)			○	
立松 康					
近藤 明代	名古屋市地域女性団体連絡協議会 (谷口委員 令和4年9月1日~ 委員交代)				
谷口 ますみ					
谷口 由希子	名古屋市立大学大学院人間文化研究科	○	◎		
西淵 茂男	名古屋市教育委員会 (中谷委員 令和4年9月1日~ 委員交代)				○
中谷 素之					
竹内 秀明	名古屋商工会議所 (加藤委員 令和4年9月1日~ 委員交代) (田中委員 令和5年5月22日~ 委員交代) (名畑委員 令和6年4月12日~ 委員交代)		○		
加藤 学					
田中 利直					
名畑 里奈					
日下 照方	愛知県私学協会名古屋支部		○		
平石 賢二	名古屋大学大学院教育発達科学研究科	◎			
藤井 一夫	名古屋市保護区保護司会連絡協議会				
藤岡 省吾	公益社団法人名古屋民間保育園連盟				○
古閑 賢三	愛知県中小企業団体中央会 (水越委員 令和6年6月1日~ 委員交代)			○	
水越 昭雄					
水野 真理子	公募委員			○	
石田 ゆり子	名古屋市民生委員児童委員連盟 (村松委員 令和4年9月1日~ 委員交代)			○	
村松 千里					
山田 恭平	特定非営利活動法人こども NPO		○		

氏 名	所 属 団 体 等	部 会			
		総	子	家	教
山谷 奈津子	愛知県弁護士会				○
山本 広枝	社会福祉法人愛知県母子寡婦福祉連合会		○		
蒔田 健吉	愛知県警察本部生活安全部少年課				
弓場 光寿	(弓場委員 令和6年6月1日～ 委員交代)				

なごや子ども・子育て支援協議会 臨時委員(令和4年6月13日～)

氏 名	所 属 団 体 等	部 会			
		総	子	家	教
上田 敏丈	名古屋市立大学大学院人間文化研究科				○
小野田 誓	公認会計士小野田誓事務所				○
齊藤 公彦	公益社団法人名古屋市私立幼稚園協会				○
竹内 洋江	特定非営利活動法人名古屋おやこセンター				○
金武 和弘	なごや若者サポートステーション				
阿部 路代	名古屋市立小中学校長会				
笹口 真	(笹口委員 令和5年5月15日～ 委員交代)				
安藤 久美子	愛知県臨床心理士会 福祉領域部会				
白井 元規	(白井委員 令和5年5月15日～ 委員交代)				
加藤 裕司	名古屋市立高等学校長会				
水野 基行	(水野委員 令和5年5月15日～ 委員交代)				
内木 泰志	(内木委員 令和6年5月27日～ 委員交代)				
舟橋 寛	愛知県労働局就業促進課				
澤田 圭紀	(澤田委員 令和5年5月15日～ 委員交代)				
中島 正尊	(中島委員 令和6年5月27日～ 委員交代)				
岩下 伸弥	厚生労働省愛知労働局職業安定課				
古江 俊博	(古江委員 令和6年5月27日～ 委員交代)				
星野 智生	一般社団法人愛知PFS協会				
橋本 大輔	名古屋法務局人権擁護部 人権擁護専門官				
堀端 静夫	(令和5年5月15日～) (堀端委員 令和6年5月27日～ 委員交代)				
加藤 義人	岐阜大学工学部 (令和5年4月24日～)				○
賀屋 哲男	名古屋市学童保育連絡協議会 (令和5年4月24日～)			○	

氏 名	所 属 団 体 等	部 会			
		総	子	家	教
川瀬 正裕	金城学院大学人間科学部 (令和5年4月24日～)		○		
橋本 洋治	日本福祉大学経済学部 (令和5年5月1日～)				○

部会欄について

・部会の別

「総」次期計画準備・調査部会、総合計画策定部会

「子」子ども・若者計画部会

「家」子育て家庭計画部会

「教」教育・保育計画部会

・所属委員

「◎」部会長 「○」部会員

計画部会の開催状況

1 総合計画策定部会

区分	開催日 (出席数)	議 題 等
第4回	令和6年5月14日 (5名)	・子どもに関する総合計画の策定に向けた考え方(答申案)について

2 子ども・若者計画部会

区分	開催日 (出席数)	議 題 等
第4回	令和6年4月22日 (8名)	・子どもに関する総合計画の策定に向けた考え方(答申案)における子ども・若者にかかる施策の方向性について

3 子育て家庭計画部会

区分	開催日 (出席数)	議 題 等
第4回	令和6年4月25日 (6名)	・子どもに関する総合計画の策定に向けた考え方(答申案)における子育て家庭にかかる施策の方向性について

4 教育・保育計画部会

区分	開催日 (出席数)	議 題 等
第6回	令和6年4月26日 (10名)	・今後の教育・保育施策のあり方について ・子どもに関する総合計画の策定に向けた考え方(答申案)における教育・保育にかかる施策の方向性について

＜議題 2＞

「なごや子ども・子育てわくわくプラン 2024
名古屋市子どもに関する総合計画」の令和6年
度の主な新規・拡充事業について

「なごや子ども・子育てわくわくプラン2024 名古屋市子どもに関する総合計画」
掲載事業の令和6年度の主な新規・拡充事業について

施策1 子どもの権利を守り生かすことへの支援

事業名	事業概要	方向性	令和6年度事業概要	所管局
004 多様な生き方への理解促進に向けた意識啓発・専門相談等	誰もが性別にかかわらず人権が尊重される社会の実現をめざし、多様な生き方に対する差別や偏見を解消し、正しい理解を広めるための意識啓発や専門相談を実施	拡充	○セクシュアル・マイノリティ相談 ○意識啓発事業	スポーツ市民局 (男女共同参画推進課)

施策2 子どもの健康の支援

事業名	事業概要	方向性	令和6年度事業概要	所管局
018 思春期の精神保健相談	精神保健福祉センターにおいて、思春期にある若者の相談事業などを実施	拡充	○ひきこもり地域支援センターの体制強化 ○ひきこもり支援に関する認知度向上のための周知啓発 ○メタバースを活用した新たな支援	健康福祉局 (健康増進課、地域ケア推進課)
256 【R6年度新規】 子ども・若者の自殺危機対応チームの設置	子ども・若者の自殺対策を推進するため、「子ども・若者の自殺危機対応チーム」を設置し、自殺防止対策の検討や自殺リスクの高い子ども・若者への危機介入の強化につながる取組を実施	新規	○子ども・若者の自殺危機対応チームの設置 ○自殺防止対策の検討や自殺リスクの高い子ども・若者への危機介入の強化につながる取組を実施	健康福祉局 (健康増進課)
025 【R5年度拡充(追加)】 小児科救急医療体制の充実	市域における医療ニーズに応え、患者サービスの向上をはかるため、特に必要性の高い小児科救急医療体制を拡充	継続	○令和5年度からみどり市民病院において小児救急外来を実施	総務局 (市立大学課)

施策3 居場所と安全の支援

事業名	事業概要	方向性	令和6年度事業概要	所管局
028 留守家庭児童健全育成事業	地域の留守家庭児童育成会に対し運営費等を助成するとともに、児童館留守家庭児童クラブを実施	拡充	○留守家庭児童育成会に対する多子世帯の保護者負担額の減免助成を実施 ○希望する留守家庭児童育成会を利用できない児童を、一定の条件のもと他の育成会が受け入れた場合に送迎支援事業助成等を増額	子ども青少年局 (放課後事業推進課)
061 トワイライトスクール	遊び、学び、体験や交流を通じて子どもたちの自主性、社会性、創造性などを育むため、放課後等に小学校施設を活用した教育事業を実施	拡充	○長期休業中の昼食受け取りをモデル実施 5か所(トワイライトルームを含む)	子ども青少年局 (放課後事業推進課)
252 繁華街における新たな居場所づくりモデル事業	家庭や学校等に自分の居場所が見つからない子ども・若者が、気軽に集まり安心して過ごせる居場所を提供するとともに、SNSや繁華街等における犯罪被害の未然防止をはかる	拡充	○開催回数を増加して実施 15回→20回 (7月～11月を月2回に変更)	子ども青少年局 (青少年家庭課)

施策4 学びの支援

事業名	事業概要	方向性	令和6年度事業概要	所管局
040 学校における働き方改革の推進	学校教育の改善・充実に向けて、教員が授業や授業準備等に集中し、健康でやりがいをもって勤務でき、教育の質を高められる環境を構築するため、学校における働き方改革を推進	拡充	○学校徴収金事務へのシステム導入に向けた準備 ○中学校及び高等学校でのデジタル採点システムの運用 ○学校閉庁日の設定 ○校務支援システムの運用継続 ○学校事務支援員(スクール・サポート・スタッフ)の配置 ○学校運営サポーターなどボランティアの活用	教育委員会 (教職員課、 学校保健課、 学校DX推進課、 新しい学校づくり推進課)
041 少人数教育の推進	一人ひとりを大切にしたきめ細かな指導を行うための小学校1・2年生における30人学級及び中学校1年生における35人学級という少人数学級の編制、個々の子どもの習熟度や学習についてのつまずきに対応するための少人数指導を実施	拡充	○少人数学級編成(小学校1・2年生における30人学級、及び小学校3～6年生・中学校1年生における35人学級)の全小・中学校実施 ○少人数指導の全小・中学校実施	教育委員会 (義務教育課、 教職員課)

施策4 学びの支援

事業名	事業概要	方向性	令和6年度事業概要	所管局
044 ナゴヤ・スクール・イノベーション事業 [複・施策6]	ゆるやかな協働性の中で自律して学び続ける子どもを育むため、大人が子どもに伴走し、「子ども中心の学び」を進める学校づくりを推進	拡充	○授業改善等の推進 ○広報・啓発 ○一貫教育の調査・研究	教育委員会 (新しい学校づくり推進課)
047 外国語教育の充実	グローバル人材を育成するため、英語授業においてデジタル教科書や外国人材を活用するとともに、英語に堪能な教員の確保に向けた採用選考試験を実施	拡充	○デジタル教科書の活用 全中学校 ○外国語指導アシスタントの派遣 小学校 260校、特別支援学校4校 ○外国人英語指導助手の派遣 小学校 全校 中学校 110校 高校 9校 ○特例を設けた教員採用選考試験の実施	教育委員会 (義務教育課、教職員課)
257【R6年度新規】 学校教育におけるICT基盤の整備	全ての子どもたちの可能性を引き出す学びを実現するために、学校教育におけるICT基盤の整備を実施	新規	○教育情報ネットワークシステムの再構築に向けた調達及び非常勤講師へのタブレットの配備	教育委員会 (学校DX推進課)

施策4 学びの支援

事業名	事業概要	方向性	令和6年度事業概要	所管局
258 【R6 年度新規】 キャリアタイムの実施 [複・施策6]	子ども一人一人の自分らしい生き方を実現する力を育てるキャリア教育を推進するため、子どもが自分らしさや自分の生き方を探究する授業を「キャリアタイム」として実施	新規	○小・中・高・特別支援学校における 出前授業、職業体験・職場訪問の実施 ○複数の企業等の出展ブースに参加し、仕事の内容や働く人の思いに触れることで、自分の将来について考えるきっかけとするための小学生向けプログラムの実施 ○複数の分野の最先端の技術等に触れ、体験活動やワークを通じて、将来の選択肢や可能性を広げるための中学生向けプログラムの実施	教育委員会 (義務教育課)

施策5 多様な交流と体験の支援

事業名	事業概要	方向性	令和6年度事業概要	所管局
057 子ども会活動への支援	異年齢の子ども同士の交流や、多様な体験活動をを行う子ども会活動を支援	拡充	○スポーツ・レクリエーション活動、奉仕的活動、季節行事、指導者養成事業及びリーダー養成事業を行う各子ども会に対し補助金を支給するとともに、子ども会の振興に向けて、より魅力ある行事の企画や、情報発信、円滑な運営協力等の支援を実施 ○名古屋市子ども会活動振興策の方向性策定に向けた検討会議からの意見を踏まえ、子ども会活動の振興に向けた方向性を策定し、新たな施策展開を検討	子ども青少年局 (青少年家庭課)
058 児童館における子どもの育成	18歳未満の子どもを対象に、遊びを通して健康増進や、情操を育むため、各種行事、子育て家庭を対象とした交流事業・相談・援助、移動児童館等を実施	拡充	○児童館の開館時間外に週3回実施している「中高生の居場所づくりモデル事業」について、専任スタッフ3人のうち、1人を常勤職員として配置し、2人は放課後から関わられるように体制を強化して実施	子ども青少年局 (青少年家庭課)

施策5 多様な交流と体験の支援

事業名	事業概要	方向性	令和6年度事業概要	所管局
068 部活動の振興(中学校、高等学校)	生徒の豊かな心と健やかな体の育成に向けて、部活動の充実と活性化をはかるため、部活動顧問・外部指導者の派遣や各種大会の開催などを実施	拡充	○中学校への部活動外部顧問の派遣 334部→352部(+18部) ○中学校、高等学校へ部活動外部指導者派遣の実施 ○各種大会の開催 ○全国大会等出場生徒の保護者への旅費等補助	教育委員会 (部活動振興課)
069 部活動の振興(小学校)	児童のスポーツ・文化への関心を高めるとともに、豊かな心と健やかな体の育成に向けて、教員が指導しない小学生の放課後における運動・文化活動の新たな仕組みを構築	拡充	○スポーツ体験事業の実施 教室 8回 観戦 25回 ○小学校における新たな運動・文化活動の全校実施	スポーツ市民局 (スポーツ戦略課) 教育委員会 (部活動振興課)
074 子どもの読書活動の推進	生涯にわたる読書習慣が身に付くよう、家庭・地域・図書館・学校や関係機関がそれぞれ連携・協力して子どもを対象としたイベントの開催や読み聞かせ等を実施	拡充	○読書イベントの開催 ○図書館での読み聞かせの実施 ○図書館司書による学校等でのブックトークや読み聞かせの実施 ○教育基金を活用した子ども向け図書の充実 ○図書館における赤ちゃんへの絵本プレゼント事業	教育委員会 (生涯学習課、 図書館、 義務教育課)

施策5 多様な交流と体験の支援

事業名	事業概要	方向性	令和6年度事業概要	所管局
259 小中高生起業家人材育成事業 (231【R2年度追加】 「小中学生起業家育成事業」、 237【R3年度追加】 「高校生スタートアップ創出促進事業」を統合)	起業家精神(アントレプレナーシップ)を備えた人材を育成し、次世代の起業家の創出を促進するため、成長段階や関心に応じた各種プログラム等を実施	拡充	○起業家精神(アントレプレナーシップ)を備えた人材を育成し、次世代の起業家の創出を促進するため、成長段階や関心に応じた各種プログラム等を実施	経済局 (スタートアップ支援課)

施策6 子ども・親総合支援

事業名	事業概要	方向性	令和6年度事業概要	所管局
044 ナゴヤ・スクール・イノベーション事業 [複・施策4]	ゆるやかな協働性の中で自律して学び続ける子どもを育むため、大人が子どもに伴走し、「子ども中心の学び」を進める学校づくりを推進	拡充	○授業改善等の推進 ○広報・啓発 ○一貫教育の調査・研究	教育委員会 (新しい学校づくり推進課)
076 キャリアアサポート事業 (R4年度に「子どもライフキャリアアサポート事業」から名称変更)	小学生から高校生までの子どもが夢や目標に向かって自ら踏み出せる力をも身につけることができるよう、学校においてキャリアの専門家が子どもや保護者からの相談に対応するとともに、将来について考えるための情報提供等を実施	拡充	○キャリアアドバイザーを中学校・特別支援学校全校へ配置	教育委員会 (義務教育課)
079 ナゴヤ型若者の就労支援 ①子ども・若者総合相談センター [複・施策13、20]	子ども・若者育成支援推進法に基づく総合相談機関として、さまざまな悩みや困難を有している子ども・若者とその保護者のあらゆる相談に応じて、関係機関の紹介その他必要な情報の提供及び助言を行うとともに、自立等に向かうことができるよう自宅等への訪問や同行支援などを行いながら寄り添った伴走型相談支援を実施	拡充	○虐待・貧困等により孤立し様々な困難に直面する学生等へのアウトリーチ支援事業(こども家庭庁モデル事業)実施	子ども青少年局 (青少年家庭課)

施策6 子ども・親総合支援

事業名	事業概要	方向性	令和6年度事業概要	所管局
087 教育支援センターでの不登校 対応事業 (R6年度に「子ども適応相談 センターでの不登校対応事業」 から名称変更) 〔複・施策16〕	心理的理由により登校できない児童生徒を 支援するため、通所による教育相談・生活指 導と、タブレット端末を活用した学習支援を 実施	拡充	○第3サテライト(大曽根)開設	教育委員会 (新しい学校づく り推進課)
258 【R6年度新規】 キャリアタイムの実施 〔複・施策4〕	子ども一人一人の自分らしい生き方を実現 する力を育てるキャリア教育を推進するた め、子どもが自分らしさや自分の生き方を 探究する授業を「キャリアタイム」として 実施	新規	○小・中・高・特別支援学校における 出前授業、職業体験・職場訪問の実施 ○複数の企業等の出展ブースに参加し、 仕事の内容や働く人の思いに触れる ことで、自分の将来について考えるき っかけとするための小学生向けプロ グラムの実施 ○複数の分野の最先端の技術等に触れ、 体験活動やワークを通じて、将来の選 択肢や可能性を広げるための中学生 向けプログラムの実施	教育委員会 (義務教育課)

施策6 子ども・親総合支援

事業名	事業概要	方向性	令和6年度事業概要	所管局
260 【R6 年度新規】 子どもの体験活動拠点の設置に 向けた調査	ライフキャリア支援を切り口とし、子どもたちの主体性や将来に向かって生きる力を育む体験の場を提供する、子どもたちの活動の拠点・居場所となる施設の設置に向けた調査を実施	新規	○ライフキャリア支援を切り口とし、子どもたちの主体性や将来に向かって生きる力を育む体験の場を提供する、子どもたちの活動の拠点・居場所となる施設の設置に向けた調査を実施	子ども青少年局 (子ども未来企画課)

施策7 安心して子どもを生み、親として成長することへの支援

事業名	事業概要	方向性	令和6年度事業概要	所管局
261 【R6年度新規】 子どものインフルエンザ予防接種費用の助成	進学や就職などを控えた人生の岐路にある子どものインフルエンザ予防接種の費用を助成(無償化)することを通じ、子どもの新たな門出を応援	新規	○12歳、15歳、18歳の子どものインフルエンザ予防接種の費用を助成(無償化)	子ども青少年局 (子育て支援課)
167 子育て学び支援事業 (R6年度に「子育て練習講座」から名称変更) [複・施策14] (事業拡充に伴い、R6年度から追加)	子育て中の親やこれから親になる方に対して、子育ては学んでいくものであるとの機運を醸成するとともに、希望する人が気軽に様々な場所で子育てを学ぶことができる機会を提供することで、市民の子育ての学びを支援する講座を実施	拡充	○子育てを学ぶ機運の醸成 広報・啓発の実施 ○子育てを学ぶ機会の提供 講座等の実施	子ども青少年局 (子ども福祉課、 子育て支援課)
262 【R6年度新規】 プレコンセンションケアの推進に係る啓発	将来の妊娠・出産の希望を実現できるよう、思春期・青年期から必要となる正しい知識を身に着けるための冊子を作製し、啓発を実施	新規	○妊娠・出産等の正しい情報・知識、相談窓口等を知ることができる思春期・青年期向け冊子の作成 ○冊子を活用した思春期・青年期向け講座等の実施	子ども青少年局 (子育て支援課)

施策8 経済的負担の軽減

事業名	事業概要	方向性	令和6年度事業概要	所管局
104 児童手当の支給	家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健全な成長に資するため、児童手当を支給	拡充	○令和6年10月分から、所得制限の撤廃、高校生年代までの支給期間の延長及び多子加算について第3子以降3万円とするとともに支払月を年3回から隔月の年6回とする抜本的拡充を実施	子ども青少年局 (子ども未来企画課)

施策9 地域全体での子育て支援

事業名	事業概要	方向性	令和6年度事業概要	所管局
111 子育て応援拠点事業	子育て親子の交流の場のほか、一時預かりや相談支援などより充実した支援を提供する 子育て応援拠点を設置	拡充	○実施か所数の増 15 か所→16 か所(+1 か所) ○アウトリーチ支援の拡充 2 か所→4 か所(+2 か所)	子ども青少年局 (子育て支援課)
118 一時預かり事業	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、保育所の一時保育事業やのびのび子育てサポート事業等において一時的に預かり、必要な保護を実施	拡充	○実施か所数の増	子ども青少年局 (子育て支援課、 保育企画課、 保育運営課)
119 エリア支援保育所事業 [複・施策12]	公立保育所をエリア支援保育所と位置づけ、公立・民間保育所などが一体となって保育の質を高めるとともに、地域のすべての子ども・子育て家庭を支援	拡充	○実施か所数の増 53 か所→57 か所(+4 か所)	子ども青少年局 (保育運営課)

施策10 子どもや子育て家庭が快適で安全に過ごせる環境づくり

事業名	事業概要	方向性	令和6年度事業概要	所管局
128 子育て・若年世帯向住宅入居募集の実施	市営住宅における子育て・若年世帯に対する優先枠として、子育て・若年世帯向募集を実施	拡充	○市営住宅における子育て・若年世帯(優先枠)の募集対象世帯を、中学校修了前の子がいる世帯または35歳以下の夫婦のみの世帯から、18歳以下の子がいる世帯等または40歳以下の夫婦のみの世帯に拡充	住宅都市局 (住宅管理課)
130 子どもや子育て家庭が快適で安全に過ごせる環境づくり	中堅ファミリー向けに建設された定住促進住宅(民間型・公共型)を提供し、小学校就学前の子を持つ子育て世帯に対し家賃を減額	拡充	○中堅ファミリー向けに建設された定住促進住宅(公共型)における、小学校就学前の子がいる世帯を対象に実施している家賃20%減額について、新規入居世帯を対象に18歳以下の子がいる世帯等に拡充	住宅都市局 (住宅管理課)
263【R6年度新規】 「子ども・子育てサポートベンチ」の設置	子ども連れの方が楽しんで利用でき、バス・地下鉄に親しみを持てるよう、親子で使いやすいベンチなどを駅構内に設置	新規	○親子で使いやすいベンチを駅構内に設置 名城公園駅	交通局 (駅務課)

施策10 子どもや子育て家庭が快適で安全に過ごせる環境づくり

事業名	事業概要	方向性	令和6年度事業概要	所管局
264 【R6年度新規】 授乳室の設置	子ども連れで利用しやすい環境を目指し授乳室の設置を推進	拡充	○授乳室を駅構内に設置 上前津駅、名城公園駅	交通局 (運輸課)
265 【R6年度新規】 子ども向け特設サイトの開設	子どもが市バス・地下鉄に親しみを持てるような内容や、子育て世代向け情報を掲載した子ども向け特設ウェブサイトを新たに開設	新規	○子どもが市バス・地下鉄に親しみを 持てるような内容や、子育て世代向 け情報を掲載した子ども向け特設 ウェブサイトを新たに開設	交通局 (広報公聴課)
266 【R6年度新規】 なごや子ども住まいあるプロジェクトの推進 (128「子育て・若年世帯向住宅 入居募集の実施」、 130「子どもや子育て家庭が快適 で安全に過ごせる環境づくり」 を含む) [複・施策20]	子育て世帯等を対象に、住まいの安全性の向上に関する改修費補助、良質な中古住宅を取得する際の融資への家賃減額などを実施	新規	○子育て世帯等を対象に、住まいの安 全性の向上に関する改修費補助、良 質な中古住宅を取得する際の融資 への利子補給、市公社賃貸住宅の家 賃減額などを実施	住宅都市局 (住宅企画課)

施策11 多様な働き方に対応できる環境整備の促進

新規・拡充事業なし

施策12 質の高い乳幼児期の教育・保育の総合的な提供

事業名	事業概要	方向性	令和6年度事業概要	所管局
152 延長保育事業	保護者の就労時間の多様化に対応するため、通常の保育時間(11時間)を延長して、保育を行う事業を実施	拡充	○実施か所数の増 493 か所→497 か所(+4 か所)	子ども青少年局 (保育企画課、 保育運営課)
154 産休あけ・育休あけ保育所等入所 予約事業	産休・育休あけの職場復帰にあわせて入所予約することにより、入所を円滑にする事業を実施	拡充	○実施か所数の増 民間保育所等(6人型) 81 か所→83 か所(+2 か所) 民間保育所等(3人型) 25 か所→28 か所(+3 か所)	子ども青少年局 (保育企画課、 保育運営課)
155 病児・病後児デイケア事業	病気または病気の回復期にあることから、集団保育が困難な子ども(生後6か月から小学生まで)を、保護者の勤務などの都合により家庭で育児ができないときに、一時的に預かる事業を実施	拡充	○実施か所数の増 医療機関型1か所新設予定	子ども青少年局 (保育企画課)

施策12 質の高い乳幼児期の教育・保育の総合的な提供

事業名	事業概要	方向性	令和6年度事業概要	所管局
119 エリア支援保育所事業 [複・施策9]	公立保育所をエリア支援保育所と位置づけ、 公立・民間保育所などが一体となって保育の 質を高めるとともに、地域のすべての子ども・子育て家庭を支援	拡充	○実施か所数の増 53 か所→57 か所(+4 か所)	子ども青少年局 (保育運営課)
158 一時預かり事業(幼稚園型Ⅰ)	幼稚園または認定こども園において、1号認定の在園児童を対象として、教育時間の前後や夏休み等に一時預かり保育を実施	拡充	○幼稚園型Ⅰ 実施か所数の増 97 か所→106 か所(+9 か所)	子ども青少年局 (保育企画課)

施策13 社会的自立に困難を有する子ども・若者への総合的な支援

事業名	事業概要	方向性	令和6年度事業概要	所管局
079 ナゴヤ型若者の就労支援 ①子ども・若者総合相談センター [複・施策6、20]	子ども・若者育成支援推進法に基づく総合相談機関として、さまざまな悩みや困難を有している子ども・若者とその保護者のあらゆる相談に応じて、関係機関の紹介その他の必要な情報の提供及び助言を行うとともに、自立等に向かうことができるよう自宅等への訪問や同行支援などを行いながら寄り添った伴走型相談支援を実施	拡充	○虐待・貧困等により孤立し様々な困難に直面する学生等へのアウトリーチ支援事業(こども家庭庁モデル事業)実施	子ども青少年局 (青少年家庭課)
255 ヤングケアラー支援事業 (R6年度に「ヤングケアラー支援モデル事業」から名称変更)	ヤングケアラーに関する理解・認識を高めるため広報啓発等に加え、ヤングケアラーが抱える悩みや問題について気軽に相談できる窓口等を設置	拡充	○相談窓口等の運営開始 ○ヤングケアラーに関する啓発の実施 ○関係機関向け研修の実施	子ども青少年局 (子ども福祉課)

施策14 児童虐待等への対応

事業名	事業概要	方向性	令和6年度事業概要	所管局
167 子育て学び支援事業 (R6年度に「子育て練習講座」 から名称変更) [複・施策7] (事業拡充に伴い、R6年度から 施策7にも位置づけ)	子育て中の親やこれから親になる方に対し て、子育ては学んでいくものであるとの機 運を醸成するとともに、希望する人が気軽に 様々な場所で子育てを学ぶことができる機 会を提供することで、市民の子育ての学び を支援する講座を実施	拡充	○子育てを学ぶ機運の醸成 広報・啓発の実施 ○子育てを学ぶ機会の提供 講座等の実施	子ども青少年局 (子ども福祉課、 子育て支援課)
171 児童相談所体制の強化	被虐待児や虐待をした親への十分な支援を 実施するなど、本市の子どもの安全で健全な 発達環境を保障していくために、児童福祉 司・児童心理司の増員や研修を通じて専門性 の向上をはかるなど児童相談所体制を強化	拡充	○児童福祉司の増員 123→136人(+13人) (兼務福祉司6人を含む) ○児童心理司の増員 35→42人(+7人) ○一時保護対応心理セラピストの増 員 3人→9人(+6人) ○一時保護所における児童への体験 活動等の実施	子ども青少年局 (子ども福祉課)

施策14 児童虐待等への対応

事業名	事業概要	方向性	令和6年度事業概要	所管局
172 区役所・支所における子どもや 家庭への支援 (R6年度に「社会福祉事務所に おける児童虐待等への機能強化」 から名称変更)	区役所・支所において、教育・保健・福祉の 連携を強化するなど、子ども家庭センターと しての支援体制を整備し、子どもや家庭への 支援及び児童虐待への対応等を実施	拡充	○こども家庭センターの設置 3 か所 ・統括支援員の配置 3 人(新規) ・兼務児童福祉司の増員 28→34 人(+6 人) ・児童虐待対応支援員の配置 46 名	子ども青少年局 (子ども福祉課、 子育て支援課)

施策15 ひとり親家庭の子どもとその家庭への支援

事業名	事業概要	方向性	令和6年度事業概要	所管局
267 【R6 年度新規】 ひとり親家庭等への大学受験料等補助 [複・施策 20]	ひとり親家庭等の子どもの進学に向けたチャレンジを後押しするため、大学等受験料及び模試費用の補助を実施	新規	○ひとり親家庭等の子どもの進学に向けたチャレンジを後押しするため、大学等受験料及び模試費用の補助を実施	子ども青少年局 (子ども未来企画課)

施策16 いじめなどの未然防止と早期発見・解決への対応

事業名	事業概要	方向性	令和6年度事業概要	所管局
087 教育支援センターでの不登校 対応事業 (R6年度に「子ども適応相談セン ターでの不登校対応事業」から名 称変更) [複・施策6]	心理的理由により登校できない児童生徒を 支援するため、通所による教育相談・生活指 導と、タブレット端末を活用した学習支援を 実施	拡充	○第3サテライト(大曽根)開設	教育委員会 (新しい学校づく り推進課)
247 校内の教室以外の居場所づくり	教室に入れない生徒が安心して学校生活を 送ることができるようにするため、校内の教 室以外の居場所づくりを推進	拡充	○専任の教員を各校に配置し、余裕教 室等を活用して、生徒一人一人の状 況に応じた適切な学習指導や生活 指導を実施 中学校51校→87校(+36校)	教育委員会 (新しい学校づく り推進課)

施策17 社会的養育が必要な子どもへの支援

事業名	事業概要	方向性	令和6年度事業概要	所管局
194 里親等委託の推進・里親等への支援の充実	家庭と同様の養育環境での養育を推進するため、里親登録者の増加、ファミリーホームの増加、児童相談所の支援、研修等により里親等委託を推進するとともに、里親やファミリーホームにおいて適切な養育が行われるよう支援を実施	拡充	○里親登録者の増加、ファミリーホームの増加、児童相談所の支援、研修等により里親等委託を推進するとともに、里親やファミリーホームにおいて適切な養育が行われるよう支援を実施 ○里親等支援の充実を図るため、里親支援センターを新たに開設 ○ファミリーホームでの養育体制を強化するため、ファミリーホーム体制強化事業を新たに実施	子ども青少年局 (子ども福祉課)
195 児童養護施設等の小規模化・地域分散化の推進	家庭的な環境での養育を推進するため、児童養護施設及び乳児院において小規模グループケアの実施により施設の小規模化をはかるとともに、地域小規模児童養護施設の増加による施設の地域分散化を推進	拡充	○家庭的な環境での養育、施設の小規模化、地域分散化を推進するため小規模グループケアの実施、地域小規模児童養護施設の増加を推進 ○地域小規模児童養護施設を新たに開設	子ども青少年局 (子ども福祉課)

施策17 社会的養育が必要な子どもへの支援

事業名	事業概要	方向性	令和6年度事業概要	所管局
196 児童養護施設等入所児童のケアの充実	被虐待や障害等のさまざまな困難を抱える子どもを支援するため、児童養護施設等による入所児童へのケアを充実	拡充	○児童養護施設等による入所児童へのケアを実施 ○被虐待や障害等のさまざまな困難を抱える子どもを支援するため、障害児等受入調整員を新たに配置 ○児童養護施設等による入所児童へのケアを充実させるため、子どもの意見表明等支援事業を新たに実施	子ども青少年局 (子ども福祉課)
197 児童養護施設等入所児童及び退所した児童への自立支援	児童養護施設等入所児童の社会的自立のため、自立支援担当職員による就労や就学に関する支援の強化をはかるとともに、施設を退所して就労する児童が無理のないステップで自立できるよう見守り、支援を実施	拡充	○施設を退所して就労する児童が無理のないステップで自立できるよう見守り、支援を実施 ○児童養護施設等入所児童の社会的自立の支援体制を強化するため、地域小規模児童養護施設に自立支援担当職員を新たに配置	子ども青少年局 (子ども福祉課)

施策17 社会的養育が必要な子どもへの支援

事業名	事業概要	方向性	令和6年度事業概要	所管局
198 児童養護施設等の機能強化	児童福祉施設に入所する児童等の生活環境の向上をはかり、支援機能の強化をはかるため、老朽化した母子生活支援施設「にじが丘荘」、障害児入所施設「あけぼの学園」、児童自立支援施設「玉野川学園」の整備等を実施するとともに、民間児童養護施設の改築を伴う機能強化に対する補助を実施	拡充	○「玉野川学園」の改築に向けた設計の実施	子ども青少年局 (子ども福祉課)

施策18 障害や発達に遅れなどのある子どもとその家庭への支援

事業名	事業概要	方向性	令和6年度事業概要	所管局
199 地域療育センター等の充実	発達に支援を必要とする子どもとその保護者が、年齢、発達の状況、家庭の状況等に応じて、地域で適切な発達支援を適切な時期に受けられる支援体制を整えるため、地域療育センターの量と質を拡充するとともに、地域療育センターに新たなタイプを設けて、支援体制の整備に着手	拡充	○7月から西部地域療育センター及び北部地域療育センターよつばにおいて、地域支援・調整部門のうち初診前サポートを部分設置し、事業を開始(3→5か所)	子ども青少年局 (子ども福祉課)
205 子ども発達支援の情報発信	発達に遅れやアンバランスがある子どもの保護者や子どもが発達に不安を感じる保護者に対して発達支援施策の情報をわかりやすく提供	拡充	○子ども発達支援サイトへ発達障害啓発プロジェクトイベントサイト等の追加	子ども青少年局 (子ども福祉課)
206 軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成事業	身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の難聴児に対し、補聴器の購入にあたり必要な費用の一部を助成	拡充	○身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の難聴児に対し、補聴器の購入にあたり必要な費用の一部を助成 ※市民税所得割 46 万円以上の者がいる世帯に属する者に対しても補助対象とする。	子ども青少年局 (子ども福祉課)

施策18 障害や発達に遅れなどのある子どもとその家庭への支援

事業名	事業概要	方向性	令和6年度事業概要	所管局
207 医療的ケア児の支援に関する 連携の推進	人工呼吸器の装着またはたんの吸引や経管栄養など医療的ケアを必要とする障害児とその保護者が安心して地域生活をおくることができるよう、支援に関わる保健・医療・障害福祉・保育・教育等の連携を推進	拡充	○スーパーバイザーモデル事業の本格実施 スーパーバイザー2→4人 シニアスーパーバイザー1人体制 ○区役所職員向け研修の実施	子ども青少年局 (子ども福祉課)
213 発達障害の可能性のある幼児 児童生徒への支援	障害のある幼児児童生徒の学校生活を支援するため、学校生活における移動や排せつ、着がえ等の介助を行うアシスタントを配置	拡充	○重度の知的障害・精神障害のある子どもに配置対象を拡大	教育委員会 (特別支援教育課)
268 【R6年度新規】 在宅人工呼吸器使用者非常用 電源装置購入補助事業	在宅で人工呼吸器を使用する障害児者及び難病患者等が災害発生時においても安心して生活を送ることができるよう生命を維持するために必要な非常用電源装置の購入に関する費用を補助	新規	○人工呼吸器を使用する在宅の障害児者及び難病患者等に対し、災害時における大規模な停電発生時において生命を維持する上で必要となる非常用電源装置の購入費を補助	健康福祉局 (障害企画課) 子ども青少年局 (子ども福祉課)

施策19 外国につながる子どもとその家庭への支援

事業名	事業概要	方向性	令和6年度事業概要	所管局
228 日本語指導が必要な児童生徒等の支援	日本語指導が必要な児童生徒の早期の学校生活への適応をはかるため、小・中学校に日本語指導講師や母語学習協力員を、定時制高校に母語指導補助員を配置するとともに、日本語教育相談センターや初期日本語集中教室・日本語通級指導教室を運営	拡充	○母語学習協力員の増員 ○母語指導補助員の増員 ○民間事業者と連携した初期日本語集中教室「御園教室」の開設	教育委員会 (義務教育課)

施策20 子どもの将来が生まれ育った環境に左右されないための貧困対策の推進

事業名	事業概要	方向性	令和6年度事業概要	所管局
079 ナゴヤ型若者の就労支援 ①子ども・若者総合相談センター [複・施策6、13]	子ども・若者育成支援推進法に基づく総合相談機関として、さまざまな悩みや困難を有している子ども・若者とその保護者のあらゆる相談に応じ、関係機関の紹介その他必要な情報の提供及び助言を行うとともに、自立等に向かうことができるよう自宅等への訪問や同行支援などを行いながら寄り添った伴走型相談支援を実施	拡充	○虐待・貧困等により孤立し様々な困難に直面する学生等へのアウトリーチ支援事業(子ども家庭庁モデル事業)実施	子ども青少年局 (青少年家庭課)
266 【R6 年度新規】 なごや子ども住まいるプロジェクトの推進 (128 「子育て・若年世帯向け住宅入居募集の実施」、 130 「子どもや子育て家庭が快適で安全に過ごせる環境づくり」を含む) [複・施策10]	子育て世帯等を対象に、住まいの安全性の向上に関する改修費補助、良質な中古住宅を取得する際の融資への利子補給、市公社賃貸住宅の家賃減額などを実施	新規	○子育て世帯等を対象に、住まいの安全性の向上に関する改修費補助、良質な中古住宅を取得する際の融資への利子補給、市公社賃貸住宅の家賃減額などを実施	住宅都市局 (住宅企画課)

施策20 子どもの将来が生まれ育った環境に左右されないための貧困対策の推進

事業名	事業概要	方向性	令和6年度事業概要	所管局
267 【令和6年度新規】 ひとり親家庭等への大学受験料 等補助 [複・施策15]	ひとり親家庭等の子ども進学に向けたチャレンジを後押しするため、大学等受験料及び模試費用の補助を実施	新規	○ひとり親家庭等の子ども進学に向けたチャレンジを後押しするため、大学等受験料及び模試費用の補助を実施	子ども青少年局 (子ども未来企画課)

新たな取り組み

事業名	事業概要	方向性	令和6年度事業概要	所管局
269 【令和6年度新規】 出会いや結婚の希望をかなえる 支援	結婚、妊娠・出産、子育てに温かい社会づくりの機運醸成を図るため、婚活イベント、ライフデザインセミナーを開催	新規	○婚活イベント及び事前セミナーの開催 ○ライフデザインセミナー及びワークショップの開催	子ども青少年局 (企画経理課)

＜議題 3＞

「なごや子ども・子育てわくわくプラン 2024
名古屋市子どもに関する総合計画」の令和5年
度実績の進捗管理について

令和6年度第2回なごや子ども・子育て支援協議会 わくわくプラン 2024 令和5年度実績の進捗管理について

○「なごや子ども・子育てわくわくプラン 2024」の実施状況等については、なごや子どもの権利条例第21条により、本協議会の意見を聴くこととされています。

○活発に意見を出していただくため、10月に開催予定の第2回協議会では、事前に委員の皆様へ資料をお送りし、意見を集約します。いただいた意見をもとに、全体会の後に委員の皆様へグループに分かれて意見交換していただく予定です。

○「なごや子ども・子育てわくわくプラン 2024」の20の施策体系を基準に、以下の3つの区分で整理しグループを構成します。

グループ①：所属委員数 10 名、対象事業数 113
「乳幼児期の子ども・親への支援」

【意見交換の対象とする事業の考え方】

グループ①では、施策2「子どもの健康の支援」や施策7「安心して子どもを生み、親として成長することへの支援」、施策12「質の高い乳幼児期の教育・保育の総合的な提供」などの、妊娠前から出産に至るまでの支援事業や、保育所、幼稚園などの就学前児童までを対象とする事業を意見交換の対象事業とします。

グループ②：所属委員数 11 名、対象事業数 115
「(主に) 学齢期以降の子どもへの支援」

【意見交換の対象とする事業の考え方】

グループ②では、施策1「子どもの権利を守り生かすことへの支援」や施策3「居場所と安全の支援」、施策4「学びの支援」など、学齢期の子どもたちを対象とする事業と、若者に対する事業のうち、グループ③に属さない事業を意見交換の対象事業とします。

グループ③：所属委員数 11 名、対象事業数 146
「困難を抱える子ども・若者・家庭への支援」

【意見交換の対象とする事業の考え方】

グループ③では、施策6「子ども・親総合支援」や施策13「社会的自立に困難を有する子ども・若者への総合的な支援」、施策20「子どもの将来が生まれ育った環境に左右されないための貧困対策の推進」など、障害や貧困などに関わる事業を意見交換の対象事業とします。

なごや子ども・子育て支援協議会 第2回（10月開催予定）におけるグループ構成（案）

※令和6年9月1日に委員改選予定ですが、参考にご令和6年6月10日時点の委員氏名で作成しています。

グループ	施策番号	施策名		主な事業	主な担当課室	所属委員会
① 乳幼児期の子ども・親への支援	施策2	子どもの健康の支援	21	乳幼児健診、子ども医療費、小児、保健相談	◆保育部長	加藤 和政 委員 名古屋市区政協力委員議長協議会
	施策7	安心して子どもを生み、親として成長することへの支援	19	妊婦検診、妊娠SOS、産後ケア	・保育企画課	河村 暁 委員 公益社団法人名古屋市私立幼稚園協会
	施策8	経済的負担の軽減	9	保育所等利用者負担、児童手当、就学援助	・保育運営課	久世 康浩 委員 愛知県経営者協会
	施策9	地域全体での子育て支援	12	応援拠点、子センター、びよか、一時預かり	・子育て支援課	水越 昭雄 委員 愛知県中小企業団体中央会
	施策10	子どもや子育て家庭が快適で安全に過ごせる環境づくり	18	バリアフリー化の推進、交通インフラの整備		近藤 正春 委員 桜花学園大学・名古屋短期大学
	施策11	多様な働き方に対応できる環境整備の促進	8	企業認定、ワークライフバランス		瀧川 紀子 委員 連合愛知名古屋地域協議会
	施策12	質の高い乳幼児期の教育・保育の総合的な提供	18	待機児童対策		立松 康 委員 一般社団法人名古屋市医師会
						藤岡 省吾 委員 公益社団法人名古屋民間保育園連盟
						水野 真理子 委員 公募委員
						村松 千里 委員 名古屋市民生委員児童委員連盟
② (主に)学齢期以降の子どもへの支援	施策1	子どもの権利を守り生きることへの支援	12	権利条例の推進、子どもの社会参画	◆子ども未来企画部長	浅野 香代子 委員 名古屋子ども会連合会
	施策2	子どもの健康の支援	21	乳幼児健診、子ども医療費、小児、保健相談	・子ども未来企画課	河野 莊子 委員 名古屋大学大学院教育発達科学研究科
	施策3	居場所と安全の支援	10	学童、トワイルーム・スクール、子ども食堂、交通安全	・青少年家庭課	末盛 慶 委員 日本福祉大学社会福祉学部
	施策4	学びの支援	18	男女平等講座、消費者教育、少人数教育、学校用ICTの充実	・放課後事業推進課	鈴木 敏 委員 公益社団法人愛知県防犯協会連合会
	施策5	多様な交流と体験の支援	24	子ども会、児童館、トワイルーム・スクール	・企画経理課	田添 千裕 委員 名古屋市立小中学校PTA協議会
	施策6	子ども・親総合支援	16	権利擁護機関、ライフキャリア、訪問型相談支援、学習支援、若者就労支援		名畑 里奈 委員 名古屋商工会議所
	施策16	いじめなどの未然防止と早期発見・解決への対応	7	教育相談事業、なごや子ども応援委員会		谷口 ますみ 委員 名古屋地域女性団体連絡協議会
						日下 照方 委員 愛知県私学協会名古屋支部
						弓場 光寿 委員 愛知県警察本部生活安全部少年課
						山田 恭平 委員 特定非営利活動法人こどもNPO
						甲斐田 奈津 委員 名古屋市立高等学校PTA協議会
③ 困難を抱える子ども・若者・家庭への支援	施策6	子ども・親総合支援	16	権利擁護機関、ライフキャリア、訪問型相談支援、学習支援、若者就労支援	◆子育て支援部長	蛭沢 光 委員 公募委員
	施策13	社会的自立に困難を有する子ども・若者への総合的な支援	7	ひきこもり、若者C、若者就労支援	・子ども福祉課	内山 和美 委員 社会福祉法人名古屋市社会福祉協議会
	施策14	児童虐待等への対応	15	児童を虐待から守る条例の推進、児童相談所体制の強化、DV被害者支援	・子ども未来企画課	小笠原 孝三 委員 名古屋人権擁護委員協議会
	施策15	ひとり親家庭の子どもとその家庭への支援	18	ひとり親家庭等の自立に向けた相談、養育費相談の実施、学習支援	・青少年家庭課	門間 晶子 委員 名古屋市立大学大学院看護学研究科
	施策16	いじめなどの未然防止と早期発見・解決への対応	7	教育相談事業、なごや子ども応援委員会		鬼頭 菊恵 委員 名古屋市社会的養育施設協議会
	施策17	社会的養育が必要な子どもへの支援	5	里親、児童養護施設		小久保 裕美 委員 特定非営利活動法人CAPNA
	施策18	障害や発達に遅れなどのある子どもとその家庭への支援	22	地域療育、障害児通所、障害児保育		谷口 由希子 委員 名古屋市立大学大学院人間文化研究科
	施策19	外国につながる子どもとその家庭への支援	12	外国人の子どもに関する相談、子ども日本語教室、日本語指導が必要な児童生徒への支援		中谷 素之 委員 名古屋市教育委員会
	施策20	子どもの到来が生まれ育った環境に左右されないための貧困対策の推進	38	<1>教育の支援、<2>生活の安定に資するための支援		藤井 一夫 委員 名古屋市保護区保護司会連絡協議会
						山谷 奈津子 委員 愛知県弁護士会
						山本 広枝 委員 社会福祉法人愛知県母子寡婦福祉連合会

＜報告 1＞

令和6年度子ども・若者支援部会の開催状況に
ついて

子ども・若者支援部会について

子ども・若者育成支援推進法に基づく体制の整備として設置した「子ども・若者支援地域協議会」の代表者会議として設置

○子ども・若者支援地域協議会の役割

ニート、ひきこもりなど、社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者の状況に応じた支援を行い、最終的には就労など自立できるようにするための官民の支援機関によるネットワークの整備 [別紙 参考資料]

○部会（代表者会議）の検討事項

ネットワークが機能的なものとなるよう、関係機関が連携して行う子ども・若者支援の課題等について協議し、必要に応じて、実務者での検討事項を提案する。

開催報告(令和 6 年 5 月 27 日開催)

議 事

1. 令和 6 年度本市関連施策の説明

- | | | | |
|-----|-----------------------------|-----|------------------------|
| 1-1 | 子ども・若者への総合支援について（子ども青少年局） | 1-2 | こども家庭センターについて（子ども青少年局） |
| 1-3 | 家庭訪問型相談支援事業について（子ども青少年局） | 1-4 | なごや子ども応援委員会について（教育委員会） |
| 1-5 | 仕事・暮らし自立サポートセンターについて（健康福祉局） | 1-6 | 重層的支援体制整備事業について（健康福祉局） |
| 1-7 | 自殺対策について（健康福祉局） | | |

2. 子ども・若者総合相談センターの取り組みについて

子ども・若者育成支援推進法に基づき、平成 25 年 6 月に開設し約 10 年経過。困難を有する子ども・若者への支援の中核的な機関として、まず駆け込むことができ、あらゆる相談に応じて関係機関の紹介や情報の提供、助言を行う。また、相談員による専門的な支援に加えて、ボランティア（よりそいサポーター）を活用した関係性の支援も大切にし、相談者一人ひとりにあったオーダーメイド型の支援ネットワークを構築しながら、自立まで相談者に寄り添った伴走型支援を実施。社会全体で、希死念慮を持ちながら誰にも相談せず抱え込む若者が多くみられる。オーブンスペースや LINE 相談等、若者が利用しやすい体制を整え早期に相談機関へ繋ぐことが今後重要である。

相談実績（令和 5 年度の暫定値）

◆個別相談実績：相談者実数 1, 028 人、延べ相談件数 9, 691 件、訪問支援（アウトリーチ）3, 422 件

[相談の主訴] 親子関係、不登校、発達障害等の障害に関する悩み、就労に関する悩み 等

◆交流スペース（もいもい）実績：利用登録者数 1, 553 人、延べ利用者数 5, 842 人

◆LINE相談実績：相談登録数 4, 328 人、延べ相談件数 3, 002 件

◆ボランティアの活用実績：稼働数 1, 025 回、登録数 263 名

3. 子ども・若者支援地域協議会における令和5年度の取り組み結果と令和6年度の取り組み内容

令和5年度の取り組み結果

① パートナー機関との連携のしくみづくりと情報発信

○パートナー機関 登録機関数

登録数 計 37 (令和6年3月末現在)

<内訳>

非営利法人 9、任意団体 4、企業・事業者 21、個人 3

○パートナー機関に対する取組

学習会参加への呼びかけを行った。また、名古屋市子ども・若者総合相談センターの支援において、必要に応じて連携を実施した。

② 成果指標の精査と活用

○成果指標に基づき、相談者の変化についての評価を実施した。

③ 支援者スキルアップ研修の開催

○子ども・若者支援に関わる支援者を対象に、インターネット上の仮想空間を活用した若者支援の先進事例を学ぶ学習会を開催した。

◆令和6年1月16日(火) 13:30～14:45

<参加数> 32名

④ パートナー機関意見交換会の実施

○パートナー機関がそれぞれに抱える日々の課題や問題意識を共有し、意見交換を行った。

◆令和6年1月16日(火) 15:00～16:30

<参加数> 11名(うちパートナー機関4名)

⑤ 実務者会議の開催

○ケース検討や支援にあたって助言を受けたいこと等、参加者からテーマを募るグループディスカッションを実施。

年10回実施

⑥ 中学3年生の保護者向けリーフレット(15歳の「今」と「これから」を応援するハンドブック)の作成

○令和6年2月に市内中学校を通じて各世帯に配布

○令和6年3月に「中学生の学習支援事業」実施事業者へデータを配布

令和6年度の取り組み内容

① パートナー機関との連携・情報共有のしくみづくりと情報発信

○引き続き、パートナー機関の周知・登録促進を行う。

○パートナー機関を対象とした学習会(交流会)の開催を通して、意見交換、交流を促進する。

② 成果指標の精査と活用

○成果指標に基づき、相談者の変化についての評価を実施する。

③ 支援者スキルアップ研修の開催

○専門テーマに関する学習会を実施する。専門テーマにおける第一人者を講師として招き、勉強会及びケース検討会を実施する。

④ 支援機関訪問(見学)の開催

○支援機関の現場を訪問し、現場の雰囲気を感じたり声を聴いたりすること、より理解を深め、日常的な支援に活かすためのネットワークづくりを行う。

⑤ パートナー機関意見交換会の実施

○パートナー機関の交流及び連携・協働を目的とした意見交換会を実施する。

⑥ 実務者会議の開催

○名古屋市内の子ども・若者を支援する機関との連携のための実務的な協議の場として、実務者会議を開催する。

⑦ 中学3年生の保護者向けリーフレット(15歳の「今」と「これから」を応援するハンドブック)の作成

○平成29年度より市内中学校を通じて各世帯に配布している中学3年生の保護者向けリーフレット(15歳の「今」と「これから」を応援するハンドブック)の内容の見直しを行う。

4. 地域就職氷河期世代支援加速化事業の評価について

就職氷河期世代は、雇用環境が厳しい時期に就職活動を行った世代であり、その中には、希望する就職ができず、現在も、不意ながら不安定な仕事に就いているか、あるいは無業の状態にあるなど、様々な課題に直面している。国においては相談・教育訓練から就職まで切れ目のない支援などに取り組みることとしており、先進的・積極的に就職氷河期世代への支援に取り組む地方公共団体等を支援するため地域就職氷河期世代支援加速化交付金（以下「交付金」という。）が創設された。本市においては、「名古屋市若者自立支援ジャンプアップ事業」の対象者に就職氷河期世代を加え、地域就職氷河期世代支援加速化事業としての位置付を行った。

交付金を受けるための条件等では、交付金を当てて行う事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標）を設定の上、その達成状況について毎年度検証することとされているため、重要業績評価指標の実績について、本部会で評価を行った。

子ども・若者支援部会（子ども・若者支援地域協議会代表会議）名簿 ※◎は部長

参考資料

委員名	所属団体等	委員名	所属団体等
◎平石 賢二	名古屋大学大学院教育発達科学研究科 教授	中島 正尊	愛知県労働局就業促進課長
谷口 由希子	名古屋大学大学院人間文化研究科 准教授	鬼頭 菊恵	名古屋市の養育施設協議会 副会長（衆善会乳児院 施設長）
笹口 真	名古屋市立小中学校校長会 調査理事（なごや小学校校長）	白井 元規	愛知県臨床心理士会 福祉領域部会代議員
内木 泰志	名古屋市立高等学校校長会 会長（桜台高等学校校長）	藤井 一夫	名古屋市保護区保護司会連絡協議会 理事（南保護区保護司会 会長）
日下 照方	愛知県私学協会名古屋支部 理事（愛知高等学校校長）	弓場 光寿	愛知県警察本部生活安全部 少年課少年サポートセンター所長
久世 康浩	愛知県経営者協会 会員サービス部 部長	堀端 静夫	名古屋法務局人権擁護部人権擁護専門官
水越 昭雄	愛知県中小企業団体中央会 事務局次長兼総務部長	村松 千里	名古屋市民生委員児童委員連盟 理事
名畑 里奈	名古屋商工会議所企画部企画ユニット 係長	星野 智生	一般社団法人愛知PFＳ協会 代表理事
古江 俊博	厚生労働省愛知労働局職業安定部職業安定課長	金武 和弘	なごや若者サポートステーション センター長（NPO法人ICDS理事）

子ども・若者支援地域協議会構成機関等

行政機関	国・県	厚生労働省愛知労働局職業安定課、愛知わかものハローワーク、愛知県労働局就業促進課 愛知県警察本部生活安全部少年課少年サポートセンター、名古屋法務局人権擁護部
	市	経済局産業労働部労働企画課、なごやジョブサポートセンター、健康福祉局高齢福祉部地域ケア推進課、健康福祉局障害福祉部障害者支援課、健康福祉局健康増進課、健康福祉局生活福祉部保護課、ひきこもり地域支援センター、仕事・暮らし自立サポートセンター、子ども青少年局子育て支援部子ども福祉課、子ども青少年局子ども未来企画部子ども未来企画課、子ども青少年局子ども未来企画部青少年家庭課、中央児童相談所、西部児童相談所、東部児童相談所、発達障害者支援センター、子ども・若者総合相談センター、なごや若者サポートステーション、教育委員会新しい学校づくり推進部子ども応援課、教育委員会教育支援部義務教育課、教育委員会教育支援部特別支援教育課、教育支援センター、教育センター、各区社会福祉事務所、各区保健センター
関係団体	教 育	名古屋市立小中学校長会、名古屋市立高等学校長会、愛知県私学協会名古屋支部
	労 働	愛知県経営者協会、愛知県中小企業団体中央会、名古屋商工会議所
	福 祉	名古屋市の養育施設協議会
	保健・医療	愛知県臨床心理士会
	矯正・更生保護	名古屋市保護区保護司会連絡協議会
民間支援団体	地 域	名古屋市民生委員児童委員連盟
		実務者会議を構成する者
	学識者	名古屋大学大学院教育発達科学研究科 教授 平石 賢二 名古屋大学大学院人間文化研究科 准教授 谷口 由希子

＜報告2＞

令和5年度名古屋市児童相談所相談実績等の概
要について

令和5年度名古屋市児童相談所相談実績等の概要について

本市の児童相談所では、18歳未満の子どもに関する様々な相談を家庭その他から受け、子どもの福祉を図り、その権利を守るための援助を行っています。このたび、令和5年度の相談実績がまとまりましたので、お知らせします。

なお、令和4年度の相談実績については、「令和4年度福祉行政報告例の適切な報告等について（依頼）」（令和6年1月26日付こ支虐第23号・政統総発0126第3号）による再集計後の数値です。

令和5年度児童虐待相談対応における傾向

- 児童相談所における児童虐待相談対応件数は3,490件で、前年度の3,089件と比べ401件（13.0%）増加しました。
- 児童相談所に寄せられる虐待相談の経路は、警察が1,948件で最も多く、全体の55.8%を占めています
- 虐待の種別は、心理的虐待が2,105件で最も多く、全体の60.3%を占めています。
- 被虐待児の一時保護件数は1,216件で、前年度の1,104件と比べ112件（10.1%）増加し、過去最多となりました。

令和５年度 名古屋市児童相談所相談実績等の概要

1 相談対応件数

令和４年度と比べると、全体の相談対応件数は 3.5%増、虐待相談対応件数は 13.0%増とともに増加しました。

(単位：件)

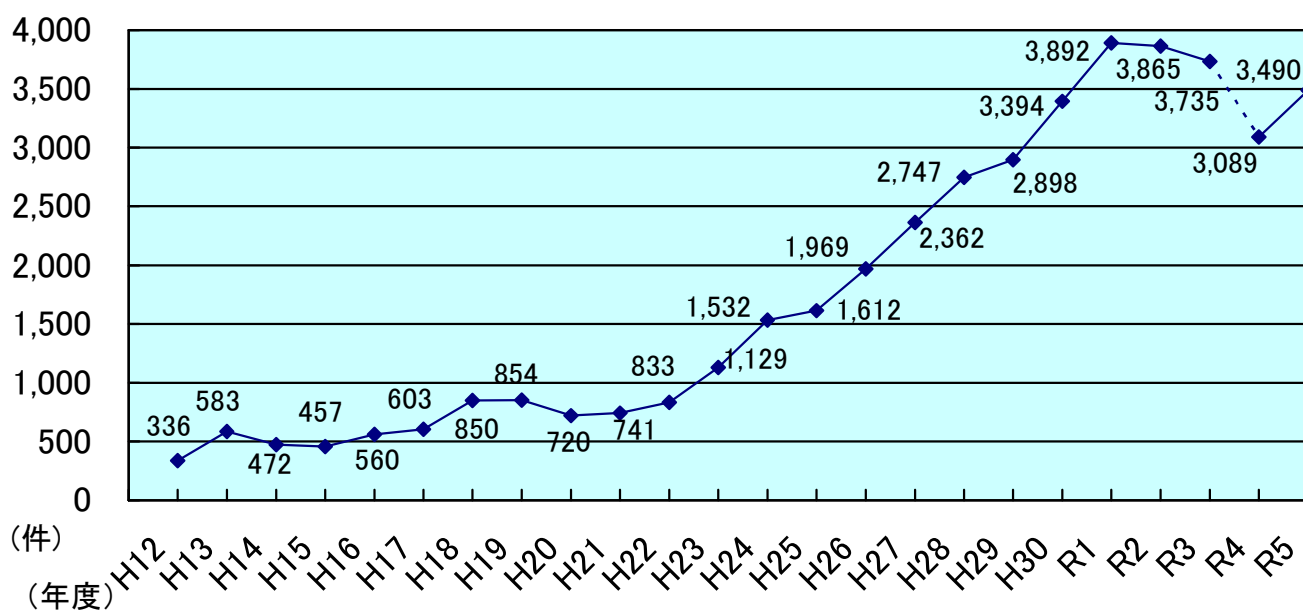
区 分	令和４年度	令和５年度	増 減
養護相談 [虐待相談再掲]	5,669 [3,089]	5,873 [3,490]	204 (3.6%増) [401 (13.0%増)]
障害相談	170	170	0 (増減無)
非行相談	255	275	20 (7.8%増)
育成相談	529	540	11 (2.1%増)
その他	266	271	5 (1.9%増)
計	6,889	7,129	240 (3.5%増)

※ 「その他」は、諸機関からの照会や詳細な内容に至るまでに相談が終了したもの等、各区分に分類できないもの。

2 児童虐待に関する相談対応件数

(1) 児童虐待相談対応件数の推移（児童虐待の防止等に関する法律施行以降）

児童虐待相談対応件数は 3,490 件で、前年度から 401 件増となりました。



※ 令和３年度以前は新規受付相談及び過年度からの継続相談への対応件数であり、令和４年度以降は新規受付相談への対応件数。

(2) 主な相談経路

令和4年度と同様に、警察からの相談が最も多く、全体の約6割を占めました。

(単位：件)

区 分	令和4年度			令和5年度		
家族	111	(3.6%)	【4】	155	(4.4%)	【4】
親族	22	(0.7%)	【9】	26	(0.7%)	【9】
近隣・知人	461	(14.9%)	【2】	429	(12.3%)	【2】
児童本人	27	(0.9%)	【8】	25	(0.7%)	【10】
福祉事務所	60	(1.9%)	【6】	107	(3.1%)	【5】
児童委員	2	(0.1%)	【11】	1	(0.0%)	【11】
保健センター	17	(0.6%)	【10】	33	(1.0%)	【8】
医療機関	66	(2.1%)	【5】	92	(2.6%)	【6】
児童福祉施設	42	(1.4%)	【7】	71	(2.0%)	【7】
警察	1,757	(56.9%)	【1】	1,948	(55.8%)	【1】
学校等	357	(11.6%)	【3】	414	(11.9%)	【3】
その他	167	(5.3%)	—	189	(5.5%)	—
計	3,089			3,490		

※ 「その他」は、他都市の児童相談所、なごやっ子SOS（電話相談）等。

※ 【 】 囲みの数字は、各年度において多い方から並べた場合の順位。

(3) 主たる虐待者について

令和4年度と同様に、主たる虐待者は実母が最も多く、続いて実父となりました。

(単位：件)

区 分	令和4年度		令和5年度	
実父	1,185	(38.4%)	1,293	(37.1%)
実父以外の父親	135	(4.4%)	182	(5.2%)
実母	1,734	(56.1%)	1,949	(55.8%)
実母以外の母親	12	(0.4%)	19	(0.5%)
その他	23	(0.7%)	47	(1.4%)
計	3,089		3,490	

※ 「その他」は、祖父母、叔父叔母等。

(4) 虐待の種別

令和4年度と同様に、心理的虐待が最も多く、全体の約6割を占めました。

(単位：件)

区 分	令和4年度	令和5年度
心理的虐待	1,899 (61.5%)	2,105 (60.3%)
ネグレクト	481 (15.6%)	504 (14.5%)
身体的虐待	681 (22.0%)	863 (24.7%)
性的虐待	28 (0.9%)	18 (0.5%)
計	3,089	3,490

(5) 被虐待児童の年齢の状況

令和4年度と同様に、未就学児(0歳から学齢前児童)の割合が全体の約4割となりました。

(単位：件)

区 分	令和4年度	令和5年度
0歳から3歳未満	564 (18.3%)	619 (17.7%)
3歳以上学齢前児童	686 (22.2%)	790 (22.6%)
小学生	1,071 (34.7%)	1,206 (34.6%)
中学生	499 (16.1%)	550 (15.8%)
高校生・その他	269 (8.7%)	325 (9.3%)
計	3,089	3,490

※ 「その他」は専門学校生、就労等。

(6) 被虐待児童の年齢別・虐待の種別

全ての年齢区分において、最も多いのは心理的虐待でした。

(単位：件)

区 分	心理的虐待	ネグレクト	身体的虐待	性的虐待	計
0歳から3歳未満	466	101	54	0	621
3歳以上学齢前児童	516	137	138	0	791
小学生	678	168	353	7	1,206
中学生	280	69	195	6	550
高校生・その他	165	29	123	5	322
計	2,105	504	863	18	3,490

※ 「その他」は専門学校生、就労等。

(7) 対応状況について

対応状況の各区分の割合は、令和4年度と概ね同じでした。

(単位：件)

区 分	令 和 4 年 度	令 和 5 年 度
面接指導等	2,997 (97.0%)	3,403 (97.5%)
児童福祉施設へ入所	78 (2.5%)	76 (2.2%)
里親等委託	14 (0.5%)	11 (0.3%)
計	3,089	3,490

(8) 被虐待児の一時保護実施状況

被虐待児の一時保護件数は、令和4年度から増加し、過去最多となりました。

区 分		令 和 4 年 度	令 和 5 年 度
被虐待児の一時保護件数		1,104 件	1,216 件
延べ日数		34,940 日	40,055 日
(参考)	一時保護総件数	1,844 件	2,041 件
	延べ日数	56,023 日	60,793 日

(9) 児童福祉法第28条（家裁の承認を得て行う施設入所措置）の申立て状況

令和5年度の申立件数は6件となりました。

区 分	令 和 4 年 度	令 和 5 年 度
申立て件数	18 件	6 件
児 童 数	20 人	9 人

※ 児童福祉法第28条は、保護者が子どもを虐待するなど、保護者に監護させることが著しく子どもの福祉を害すると判断され、施設入所の措置を行おうとしても親権者が反対の意思表示をしている場合には、家庭裁判所の承認を得て、施設入所の措置をとることができるとしています。

(10) 児童福祉法第33条（家裁の承認を得て行う一時保護延長）の申立て状況

令和5年度の申立件数は20件となりました。

区 分	令 和 4 年 度	令 和 5 年 度
申立て件数	15 件	20 件
児 童 数	16 人	23 人

※ 児童福祉法第33条は、親権者の意思に反して、2か月を超えて一時保護を行う場合には、家庭裁判所の承認を得なければならないとしています。

(11) 児童福祉法第 33 条の 7（親権喪失等）の申立て状況

令和 5 年度は親権停止にかかる審判を 1 件申立てました。（単位：件）

区 分	令 和 4 年 度	令 和 5 年 度
親権喪失	1	0
親権停止	0	1
管理権喪失	0	0

※ 児童福祉法第 33 条の 7 は、民法上の規定による親権喪失、親権停止若しくは管理権喪失の審判の請求又はこれらの審判の取消しの請求について、児童相談所長も行うことができると定めています。

(12) 出頭要求等の件数

令和 5 年度は出頭要求を 7 件実施しました。（単位：件）

区 分	令 和 4 年 度	令 和 5 年 度
出頭要求	6	7
立入調査	4	0
再出頭要求	0	0
臨検・搜索	0	0

※ 児童虐待の防止等に関する法律は、児童虐待の通告への対応に万全を期すため、児童相談所長に対し、より実効性のある安全確認手段として、保護者に対する出頭要求、子どもの居所等への立入調査、裁判所の許可状に基づく臨検・搜索等の制度を設けています。

3 被措置児童等虐待通告受理の状況

令和 5 年度は被措置児童等虐待の通告受理は 7 件でした。（単位：件）

年 度	受理件数	調査報告	調査結果		
			虐待該当	非該当	調査中
令 和 4 年 度	11	11	9	2	0
令 和 5 年 度	7	7	4	1	2

※ 児童福祉法第 33 条の 11 は、施設職員等は施設入所児童等である被措置児童等の心身に有害な影響を及ぼす行為や虐待をしてはならないと定めています。

＜報告 3＞

令和6年4月1日現在の保育所等利用状況につ
いて

令和6年4月1日現在の保育所等利用状況について

- 令和6年4月1日現在、**保育所、認定こども園及び地域型保育事業（以下「保育所等」という。）**の利用申込をした児童のうち、利用に至っていない児童数（以下「**未利用児童数**」という。）は、前年比で249人（約28.6%）増加し、1,121人となりました。
- また、国の調査要領に基づく除外児童数を除いた保育所等の待機児童数は、0人（11年連続）となりました。
- 今後も保育所等の利用申込児童数の増加が見込まれる中、地域等の分析を行い、今年度は363人分の対策を実施し、必要な保育所等の整備・拡充に努めるとともに、引き続き、利用を希望する方へのきめ細やかな対応に取り組んでまいります。

1 令和6年4月1日現在の保育所等利用状況及び未利用児童数

別紙1及び別紙2のとおり

2 保育所等利用待機児童対策

別紙3のとおり

令和 6 年 4 月 1 日現在の保育所等利用状況

(単位：人)

区 分	令和 6 年 4 月 1 日 (A)	令和 5 年 4 月 1 日 (B)	差 (A) - (B)
就学前児童数	99,856	103,425	▲3,569
保育所等の利用申込児童数 (ア)	50,829	50,470	359
保育所等の利用児童数 (イ)	49,708	49,598	110
未利用児童数 (※1) (ウ) = (ア) - (イ)	1,121	872	249
国の調査要領に基づく除外児童数 (エ)	1,121	872	249
幼稚園一時預かり事業 (幼稚園型)・ 預かり保育を利用	4	2	2
企業主導型保育事業を利用	11	7	4
特定の保育所等のみの申込 (※2)	1,106	863	243
待機児童数 (オ) = (ウ) - (エ)	0	0	0

※1 保育所等の利用申込をした児童のうち、利用に至っていない児童数。

※2 登園するのに無理がない利用可能な保育所等があるにもかかわらず、特定の保育所等の利用のみを希望されている方。

令和 6 年 4 月 1 日現在の未利用児童数

(単位：人)

区 分	令和 6 年 4 月 1 日							令和 5 年 4 月 1 日 (B)	差 (A)-(B)
	0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	計 (A)		
千種区	22	48	12	4	1	2	89	62	27
東 区	10	29	7	3	1	1	51	51	0
北 区	29	53	12	10	0	0	104	70	34
西 区	8	57	11	1	0	0	77	55	22
中村区	23	33	8	5	1	0	70	71	△1
中 区	16	21	5	5	2	1	50	23	27
昭和区	9	30	5	3	1	0	48	39	9
瑞穂区	9	26	7	0	0	0	42	42	0
熱田区	6	19	1	0	0	0	26	21	5
中川区	41	60	14	11	1	0	127	94	33
港 区	11	21	6	5	3	0	46	30	16
南 区	11	31	7	1	0	0	50	38	12
守山区	17	43	20	3	0	1	84	58	26
緑 区	29	62	18	10	2	0	121	125	△4
名東区	20	36	13	3	6	5	83	52	31
天白区	22	25	4	1	0	1	53	41	12
計	283	594	150	65	18	11	1,121	872	249

保育所等利用待機児童対策

1 令和5年度の主な取組み（令和5年4月2日～令和6年4月1日）

(1) 利用枠の拡大（見込額 2,030百万円）

対 策	利用枠拡大数（うち3歳未満児）
・賃貸方式による保育所等の設置（3か所） ・保育所等の定員増を伴う老朽改築（5か所） ・幼稚園から認定こども園への移行（2か所）等	336人分（180人分）

(2) 「保育案内人（ほいくあんないびと）」の配置（見込額 168百万円）

保育所等の利用を希望する保護者などに対して、多様な保育サービスの内容や幼稚園などの情報を幅広く提供し、個々のニーズに即した、きめ細やかな対応を専門的に行う「保育案内人（ほいくあんないびと）」を全区役所及び支所に2名ずつ配置しております。

2 令和6年度の主な取組み（予定）（令和6年4月2日～令和7年4月1日）

民間保育所等の新設など、様々な手法による利用枠の拡大を引き続き進めるとともに、保育案内人を始めとして、個々のニーズに即した、きめ細やかな対応を行いながら、待機児童対策に取り組んでまいります。

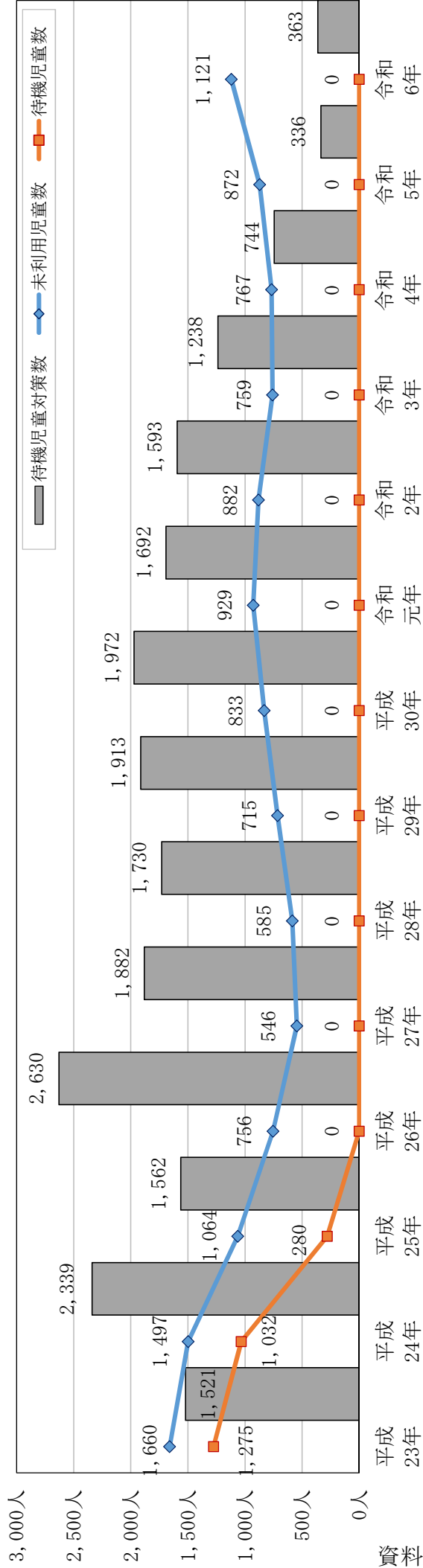
(1) 利用枠の拡大（予算額 2,614百万円）

対 策	利用枠拡大数（うち3歳未満児）
・賃貸方式による保育所等の設置（1か所） ・幼稚園から認定こども園への移行（5か所）等	363人分（144人分）

(2) 保育案内人の配置（予算額 174百万円）

令和6年度においても、全区役所・支所に2名ずつ配置しております。

＜参考＞未利用児童数等及び利用枠拡大数の推移



区 分	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
未利用児童数 (人)	1,660	1,497	1,064	756	546	585	715	833	929	882	759	767	872	1,121
待機児童数 (人)	1,275	1,032	280	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
利用枠拡大数 (人分)	1,521	2,339	1,562	2,630	1,882	1,730	1,913	1,972	1,692	1,593	1,238	744	336	363
整備費 (百万円)	2,010	2,062	1,449	1,968	1,702	1,435	2,474	2,809	2,227	2,747	2,819	2,071	2,030	2,614

注 1：「未利用児童数」及び「待機児童数」は、4月1日現在の人数を計上。
注 2：「利用枠拡大数」については、令和5年度までは実績、令和6年度は予定を計上。
注 3：「整備費」については、令和4年度までは決算額、令和5年度及び令和6年度は予算額を計上。

＜報告 4＞

今後の教育・保育施策のあり方にかかる意見書
について

「今後の教育・保育施策のあり方」について

なごや子ども・子育て支援協議会に教育・保育計画部会を設置し、以下の有識者により、教育・保育施策に関する今後のあり方について意見書にまとめたもの。

1 部会の構成

(敬称略、50 音順)

氏 名	所 属 団 体 等
上田 敏丈	名古屋市立大学大学院人間文化研究科教授
小野田 誓	公認会計士小野田誓事務所
加藤 義人	岐阜大学客員教授
近藤 正春	桜花学園大学・名古屋短期大学名誉教授
齊藤 公彦	公益社団法人名古屋市私立幼稚園協会
竹内 洋江	特定非営利活動法人名古屋おやこセンター
中谷 素之	名古屋市教育委員会
橋本 洋治	日本福祉大学経済学部教授
藤岡 省吾	公益社団法人名古屋民間保育園連盟
山谷 奈津子	愛知県弁護士会

2 検討経過

区 分	開 催 日	検 討 内 容
第 1 回	令和 5 年 5 月 22 日 (月)	主な論点の確認
第 2 回	令和 5 年 7 月 14 日 (金)	主な論点についての意見交換
第 3 回	令和 5 年 9 月 7 日 (木)	これまでの議論を踏まえた、検討の方向性の確認
第 4 回	令和 5 年 12 月 11 日 (月)	検討の方向性についての意見交換
第 5 回	令和 6 年 1 月 29 日 (月)	意見書(素案)についての意見交換 関係者ヒアリング(市立幼稚園利用世帯、私立幼稚園利用世帯、公立保育所利用世帯、民間保育所等利用世帯、在宅子育て世帯)
第 6 回	令和 6 年 4 月 26 日 (金)	意見書(案)についての意見交換と確認

「今後の教育・保育施策のあり方」について（意見書）の概要

区 分	内 容
教育・保育ニーズの現状と課題	・将来的な保育ニーズの減少局面を見据え、民間保育所等が考える適正な定員規模による運営ができるよう、より柔軟な定員減少が可能となるような仕組みづくりや、地域型保育事業の閉園などに対し、<u>待機児童対策がソフトランディングできるように急な閉園を防ぐ支援の仕組みづくり</u>を検討する必要がある。 ・年々増加している<u>障害児保育、発達支援や医療的ケア児保育</u>が必要な子どもについて、受入れ体制の確保を検討する必要がある。 ・「<u>こども誰でも通園制度</u>」の実施にあたっては、教育・保育の質をしっかりと担保した上で、多くの必要な子どもが利用しやすいよう、国の動向を注視しつつ、制度の検討を行うべきである。
教育・保育の質の向上の現状と課題	・名古屋市が目指すべき教育・保育施設における、子どもの育ちの質の向上に向けた<u>統一的なビジョンやガイドライン</u>を策定し、幼稚園、保育所等の施設類型を問わず教育・保育の質が担保され、維持されるスキームが必要である。 ・教育・保育の質を高めていくためには、職員研修等の充実を図るとともに、<u>評価制度のさらなる活用</u>や名古屋市が行う指導監査のより効果的な運用等、名古屋市の教育・保育の実施体制について必要な改善策を検討していく必要がある。 ・質の向上に向けて、公民が両輪となり、幼稚園・保育所等の施設類型を問わず名古屋市全体の教育・保育の質を高めていくことが求められるため、その中での<u>公立施設の果たすべき役割についても今一度検討</u>する必要がある。
教育・保育に関わる行政の連携の現状と課題	・幼児期の教育・保育に関する統一的なビジョンやガイドラインを踏まえて、<u>幼保小それぞれの想いや課題認識を共有し、幼保小接続のためにどのような取組が必要であるのかを検討</u>し、それを実行していく体制を整備していくことが必要である。 ・幼稚園や保育所等を利用する全ての名古屋市の子どもの育ちを等しく公平に支え、保障していくという観点から、<u>私学助成を受ける私立幼稚園の所管部署を統一し、全体的な視点から今後の教育・保育を一元的に企画立案や情報発信等をできるような体制を実現</u>することが必要である。

「今後の教育・保育施策のあり方」について
— 教育・保育のニーズへの的確な対応と質の向上をめざして —
(意見書)

令和6（2024）年 6月 10日
なごや子ども・子育て支援協議会
教育・保育計画部会

目次

はじめに	1
1 教育・保育ニーズの現状と課題	3
（1）今後の待機児童対策	3
① 将来的な保育ニーズの減少局面を見据えた取組	
② 必要な利用枠の維持・確保に向けた今後の施設整備の取組（既存施設の老朽化対策の見直し等）	
（2）多様化する教育・保育ニーズへの対応	7
① 特別な教育・保育ニーズに応える取組	
② 未就園児の教育・保育ニーズに応える取組	
③ 特別な配慮を必要とする子どもへの取組（障害児保育、医療的ケア児保育、外国につながる子どもの保育など）	
2 教育・保育の質の向上の現状と課題	11
（1）教育・保育ニーズの重点のシフト —— 必要な量の提供とともに、より質の高い教育・保育の提供へ	11
（2）「幼稚園教育要領」、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」、「保育所保育指針」に基づく教育・保育の実践の一本化	12
（3）教育・保育の質の向上に向けた方策	12
① 評価制度の活用	
② 指導監査の改善	
③ 研修体制の充実・整備	
（4）教育・保育に関わる職員体制の整備・充実	14
（5）教育・保育に関わる施設設備の充実	16
（6）公立施設の果たすべき役割	17
3 教育・保育に関わる行政の連携の現状と課題	19
（1）幼児期の教育・保育と小学校教育との円滑な連携・接続の実現	19
（2）教育委員会と市長部局間での教育・保育の所管部署の連携・統一	20
おわりに	22

はじめに

乳幼児期は、生涯にわたる人間形成にとって極めて重要な時期（教育基本法第 11 条「幼児期の教育」）であり、全ての子どもに対して、日々の生活や遊びを通して質の高い教育・保育を行い、一人ひとりの子どもの育ちを等しく公平に支え、保障していく必要がある。その中で、少子化の進行や働き方の多様化、女性の社会進出、社会のデジタル化、グローバル化など、子ども・子育てを取り巻く環境は大きく変化している。

このような中、国においては、令和 5（2023）年 4 月にこども家庭庁が発足し、「こども基本法」の施行により、全ての子どもの権利を守り、常に最善の利益を第一に考え、子どもに関する取組・政策を社会のまんなかにも据えていく「こどもまんなか社会」の実現を目指した施策が進められている。同年 12 月には、「こども基本法」に基づき子ども施策の基本的な方針や重要事項等を定めた「こども大綱」や、次元の異なる少子化対策の実現に向けた「こども未来戦略」、「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン」が策定され、子ども・子育て支援として、幼児教育・保育について「量の拡大から質の向上」へと政策の重点を移すという大きな方向性のもと、職員配置基準の改善なども掲げられているところである。

「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン」では、子どもの生涯にわたるウェルビーイング向上のため、子どもの育ちの質の保障と向上に関する基本的な考え方を整理し、社会全体の認識共有と、政府全体の取組を、「こども大綱」や「こども未来戦略」等と整合的に進め、「こどもまんなか社会」の実現を強力に牽引することとしている。

名古屋市においては、これまで、平成 20（2008）年 4 月に施行した「なごや子ども条例」を、令和 2 年（2020）4 月に「なごや子どもの権利条例」へと改正し、その理念に基づき、全ての子どもの権利を保障し、子どもの健やかな育ちを社会全体で支援するまちの実現を目指し、施策が進められてきている。

名古屋市では、平成 23（2011）年、24（2012）年には、待機児童が 1,000 人以上を超えて全国ワーストの状況にあり、保育を必要とする子どもに十分な保育の場の提供ができない状況であった。

そのため、これまでの 10 年は、保育を必要とする子どもに保育の場の提供が少しでも進むよう、積極的な「量の拡大」や、様々な教育・保育の提供等に取り組み、その結果、平成 26（2014）年からは、10 年連続で国基準として示されている待機児童ゼロを達成している。

近年の教育・保育に係る市民のニーズの動向に目を向けると、就学前の子ども数は減少し続け、保育の量的ニーズの伸びは鈍化傾向にあり、保育所等の定員充足率が低下する状況にある。また、幼稚園から認定こども園への移行や、幼稚園における預

かり保育の実施といった、幼稚園に求められる役割は保育所等の役割と重なりつつある。一方、保護者の働き方の多様化による休日保育や長時間の延長保育を利用する子どもの増加や、障害のある子どもや外国につながる子どもといった、特別な配慮を必要とする子どもの増加など、多様な教育・保育ニーズへの対応が引き続き求められている。さらには、子育て世帯の社会的孤立がクローズアップされ、国において新たに「こども誰でも通園制度」の創設に向けた動きが見られることも考慮しなければならない。

保護者にとっては、保育の供給量が相対的に満たされてくる中で、子どもが心身ともに満たされ、健やかに生きていくことを支える子どもの育つ環境や子どもの経験内容等、教育や保育の「質の向上」につながる部分がこれまで以上に重要な関心事になってきていると考えられる。

このような動向をふまえて、名古屋市の全ての子どもの育ちを等しく公平に支え、保障していくためには、国の策定した「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン」なども受けとめながら、教育・保育の「質の向上」に施策の重点をシフトしていく必要があると考える。

教育・保育に係る市民のニーズが「量の拡大」から、これまで以上に「質の向上」に移行し、幼稚園や保育所等に求める各々の役割も重なりつつある上、子どもの数が減少していく中においては、今後、子どもたちに、どのような教育・保育を提供していくのか、単純に「教育」、「福祉」といった従来の枠組みにとらわれることなく、子どもに関わる施策全体を統合的、横断的に見渡して考えなければならない。

具体的には、名古屋市の幼稚園や保育所等を利用する全ての子どもの育ちを等しく公平に支え、保障するべく、施設類型に関わらず、子どもたち、また、その保護者が安心して利用できるよう、子ども・保護者の視点から今後の教育・保育の基盤の整理が必要であり、名古屋市における教育・保育を支える体制についても、その検討が必要な時期にきているものとする。

このような状況を踏まえ、なごや子ども・子育て支援協議会教育・保育計画部会においては、これまで、子ども・子育てを取り巻く環境の変化や国の動向を踏まえつつ、5年先、10年先を見据えた名古屋市における教育・保育施策に関する基本的な考え方及び今後のあり方について検討を重ねてきた。

部会において出された様々な論点について、課題を整理し、意見書としてまとめることが出来たので報告する。

1 教育・保育ニーズの現状と課題

(1) 今後の待機児童対策

名古屋市の就学前の子どもの数は平成 29（2017）年度以降年々減少しており、令和 5（2023）年 4 月には 103,425 人となった。

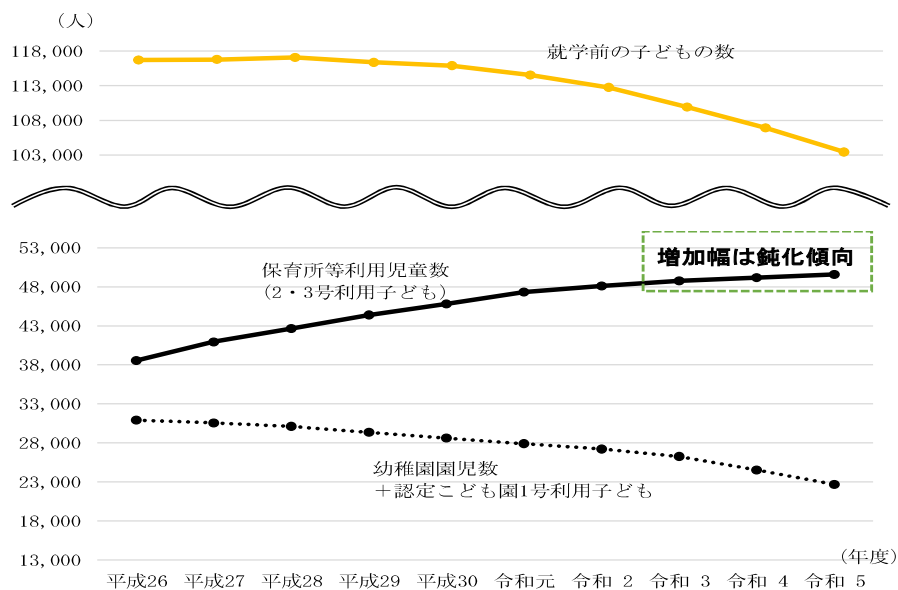
子どもの数は減少しているものの、保育の量的ニーズ（以下「保育ニーズ」という。）の高まりに伴い、保育所等の 2・3 号利用子どもは増え続けているが、令和 5（2023）年 4 月時点の利用申込数の増加幅 529 人は、最も大きかった平成 26（2014）年 4 月時点の増加幅 1,858 人の約 3 割弱であり、近年鈍化傾向にある。

幼稚園の利用子ども及び認定こども園における 1 号利用子どもの総数は、直近 10 年間減少を続けているが、そのうち保育の必要性の認定を受けている子どもが約 2 割いる。

保護者のニーズについて、これまでの“利用したい施設があるものの、やむを得ずどこでもいいから預かって欲しい”といった状況から、育児休業の取得が可能な期間は育児休業を取得する、就学前まで継続して利用できる施設のみの利用を希望するなど、保護者が本来求めているニーズが顕在化しつつある。

今後は、このような動向を見据えた対策が求められていると考えられる。

(参考) 就学前の子ども、幼稚園・認定こども園・保育所等の利用子どもの推移



① 将来的な保育ニーズの減少局面を見据えた取組

名古屋市においては、民間保育所等の新設整備や公立及び民間保育所等における定員超過入所など様々な手法により量の拡大に取り組んできた結果、平成 26 (2014) 年度以降 4 月 1 日時点の待機児童数はゼロを達成している。

平成 27 (2015) 年度の子ども・子育て支援新制度の開始にあたり、民間保育所等に対して面積基準上可能な限り受入れを依頼するとともに、2・3 号利用定員を減少する際には一定の要件を設けるなど、待機児童が発生しないような取組が進められてきた。その結果、各園の考える適切な規模での保育が実現しづらいという状況も生じていると言われている。

また、少子化の進行により、近年の保育ニーズの伸びは鈍化しつつあり、定員充足率が低下傾向にある。年度途中からの利用もあるため、定員充足率は年度末に向けて上がっていくものの、地域型保育事業の定員充足率については、保育所及び認定こども園と比較して低く、特に注視すべき状況にあるといえる。利用する子どもの減少により経営状況が悪化し急に閉園となった場合には、転園を余儀なくされるなど利用者に大きな負担が生じることや、利用枠の不足による待機児童の発生も懸念される。

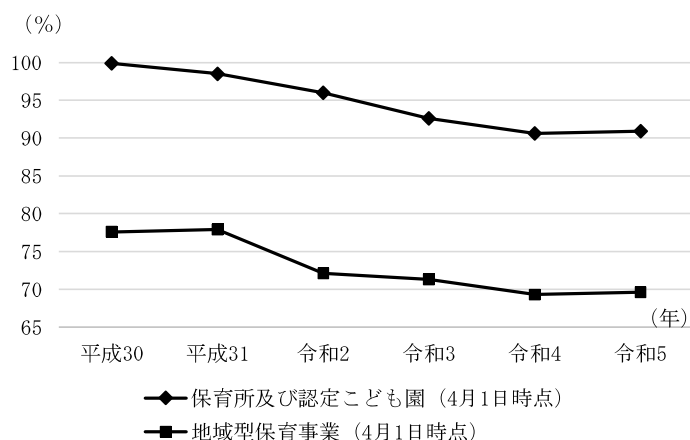
こうした状況を踏まえ、将来的な保育ニーズの減少局面を見据えた、今後の待機児童対策について検討が必要な時期にきているものと考える。

<待機児童対策のソフトランディング>

将来的な保育ニーズの減少局面を見据え、定員充足率を注視しながら、従来の待機児童対策のために行ってきた民間保育所等に対する定員減少の制限や公立保育所における定員超過入所について見直しを行うとともに、民間保育所等の急な閉園の際にも在園児が卒園するまでの間、必要な利用枠を維持・確保できるようにすることや、当該地域において利用枠の不足が生じないようにすることについて検討すべきである。

具体的には、民間保育所等が考える適正な定員規模による運営ができるよう、より柔軟な定員減少が可能となるような仕組みづくりや、地域型保育事業の閉園などに対し、待機児童対策がソフトランディングできるよう急な閉園を防ぐ支援の仕組みづくりを検討する必要がある。

(参考) 保育所等の定員充足率の推移 (3歳未満児)



<局地的な保育ニーズ>

地域によっては、マンション建設や大規模な宅地開発等による一時的な子どもの増加が今後も見込まれる場合がある。

局地的な保育ニーズに対しては、年齢ごとの保育ニーズの推移予測を精査の上、既存の社会資源の活用や、慎重に地域を精査した上での賃貸方式による民間保育所等の設置を検討することが望ましいと考える。

<広域利用>

子ども・子育て支援新制度では、居住地に限らず利用施設を選択できる広域利用が前提となるが、名古屋市ではこれまで、市内に居住する子どもが利用希望施設に入れず待機児童となってしまうおそれがあることから、市外に居住する2・3号子どもの受入れを行っていない状況にある。

近年、保育ニーズの伸びは鈍化しつつあり、定員充足率が低下傾向にあることを踏まえるならば、広域利用の実施について検討すべきといえる。

② 必要な利用枠の維持・確保に向けた今後の施設整備の取組(既存施設の老朽化対策の見直し等)

待機児童対策のソフトランディングを進める際には、新設を柱としてきた施設整備についても見直す必要がある。今後の施設整備については、既存施設における利用枠の維持・確保に向けた取組を行うことがより重要となるといえる。

築40年を経過した民間保育所等は、令和5（2023）年4月1日時点で90施設あり、今後10年を見据えた場合には、改築における整備補助の対象となる50年経過の施設が増えることとなる。

従来の施設の老朽改築においては、待機児童対策の観点から利用枠の増加を図るように整備補助を行ってきたが、保育ニーズの伸びは鈍化傾向にあり、利用枠の増加を図る必要性は今後低下することが想定される。

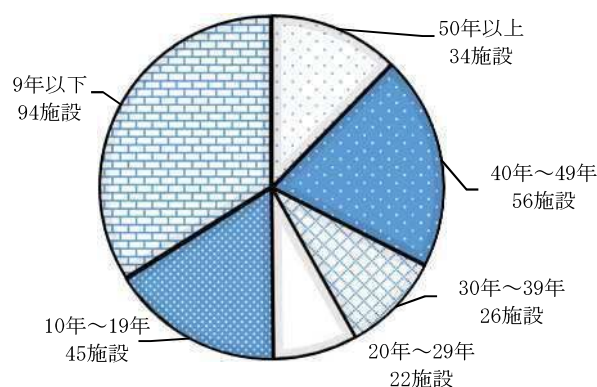
一方で、該当施設の抱える利用枠の保育所等全体に占める割合は大きく、利用枠の減少局面においても待機児童を生じさせないためには、これらの施設の運営を一定維持することが、待機児童対策のソフトランディング上、今後より大きな役割を果たすことになるものと考えられる。

<既存施設の利用枠を維持・確保するための支援等>

今後一層施設が老朽化していく中において、保育の安全確保の上からも老朽化対策は急務であることから、利用枠の増加を前提とした現行の整備補助について柔軟な対応ができる仕組みを、国の補助金の活用要件との整合性を図りながら検討していくことが望ましいと考える。また、新たに修繕に向けた仕組みづくりを検討するなど既存施設の利用枠を維持・確保するための支援が必要である。

加えて、従来の待機児童対策の枠組みの中で実施してきた、幼稚園から認定こども園への移行における整備補助について、地域における利用枠が供給過剰とならないように留意しつつ、国の補助金の見通しも踏まえ順次見直しを行う必要があるといえる。

（参考）民間保育所等の築年数別状況（令和5（2023）年4月1日現在）



(2) 多様化する教育・保育ニーズへの対応

就学前の子どもの数が減少する一方で、働き方の多様化により休日保育や長時間の延長保育を利用する子どもが増加している。また、障害のある子どもや外国につながる子どもといった、特別な配慮を必要とする子どもが年々増加している。これらの多様な教育・保育ニーズへの対応は引き続き求められるとともに、さらには、子育て世帯の社会的孤立がクローズアップされ、国において新たな「こども誰でも通園制度」の創設に向けた動きも見られる。

① 特別な教育・保育ニーズ等に応える取組

名古屋市では、特別な教育・保育ニーズ等に応える様々な取組を実施しており、これらの取組の充実を期待する声は多い状況にある。さらに取組を充実させるためには、必要な実施か所数を確保するとともに、利用する子どもにとって心地の良い居場所となるよう取り組み、さらに、保護者が必要とする情報に容易にたどり着き、事業内容についてわかりやすく情報提供を行うことで、利用しやすい制度として、さらなる活用につなげる必要がある。

特に休日保育事業と産休あけ・育休あけ保育所等入所予約事業、病児・病後児デイケア事業について、以下の課題を指摘しておきたい。

<休日保育事業>

休日保育事業は、日曜日、祝日に勤務できる職員の確保が難しいことや、利用実績に応じて公定価格が支払われることから安定的な運営が難しく、利用枠を増やすことが困難な状況にある。

一方で、働き方の多様化等によるニーズが高まっている中で、利用希望が多くキャンセル待ちが発生しており、日曜日・祝日に子どもを預けなければならない保護者のセーフティーネットとして、利用枠を拡充していく必要がある。

そのためには、利用を希望する子どもをしっかりと受け入れられる職員配置が可能となるような補助制度の拡充等の負担軽減策を検討する必要がある。

<産休あけ・育休あけ保育所等入所予約事業>

産休あけ・育休あけ保育所等入所予約事業は、比較的利用枠に余裕のある、年度初めに生まれる子どもの方が予約しやすい状況にある。その一方で、キャンセル待ちが発生していることから、全ての人が利用しやすいように制度を見直し、

拡充する必要がある。

＜病児・病後児デイケア事業＞

病児・病後児デイケア事業は、本部会が保護者に対して実施したヒアリングにおいて、予約が取りにくいといった声や、事業自体を知らなかったという声があった。子どもの急な病変時等に預けられることで、働きながら子育てをする保護者のセーフティーネットとして必要な事業であるため、事業周知や利用しやすい仕組みづくりについて検討する必要がある。

＜教育・保育施設の空きスペースを活用した新たな取組＞

今後、保育ニーズが減少する局面では、恒常的な空きスペースが発生することも想定される。将来的に発生が見込まれる空きスペースを活用して、前述した保育所等の広域利用や、後述する「こども誰でも通園制度」のほか、放課後児童健全育成事業など、子どもたちの育ちに資する事業を行うことが考えられる。

② 未就園児の教育・保育ニーズに応える取組

令和4（2022）年度に児童福祉法の改正が行われ、一時預かり事業のレスパイト利用が明確化されるなど、ますます社会的に子育て支援の充実が要請されるようになってきている。

名古屋市では、就労要件を問わず、未就園児を対象に、1回最大10時間、月3回まで一時預かりする事業である「リフレッシュ保育」を一時保育事業の1類型として保育所等において実施しており、一時保育事業は実績ベースで見ると定員枠が埋まっていない状況にある。その一方で、本部会が保護者に対して実施したヒアリングにおいて、予約が取りにくいという声もあった。

一時保育事業は、子育て世帯に対する支援において重要な事業であることから、利用枠の拡充と合わせて、保護者にとっての利用のしやすさについても研究し、柔軟な対応を検討する必要がある。

また、国においては、令和5（2023）年度から未就園児の子どもたちの発達を促すことや、育児疲れの保護者に対する継続的な支援を目的とした「空き定員等を活用した未就園児の定期的な預かりモデル事業」（以下「モデル事業」という。）を実施している。

名古屋市では、令和 5（2023）年度から、国のモデル事業として、育児不安等を抱える世帯を対象に、アウトリーチ型で利用者を決定し、利用につなげることで、これまで行政の支援につながりにくかった子育て家庭の支援を実施している。支援が行き届きにくい家庭へのアウトリーチ型による支援については、引き続き取り組んでいく必要がある。

さらに、国においては、令和 6（2024）年度から「こども誰でも通園制度」の本格実施を見据えた試行的事業を開始し、就労要件を問わず 0 歳 6 か月から満 3 歳未満の未就園児を対象に、月 10 時間を上限とし、時間単位等で柔軟に利用することとしている。

「こども誰でも通園制度」の実施にあたっては、教育・保育の質をしっかりと担保した上で、多くの必要な子どもが利用しやすいよう、国の動向を注視しつつ、制度の検討を行うべきである。その際には、既存事業である一時保育事業と類似した制度である点もあり、本格実施に向けて現行制度との関係を整理し、調整をしていくことが必要といえる。

③ 特別な配慮を必要とする子どもへの取組（障害児保育、医療的ケア児保育、外国につながる子どもの保育など）

法整備や多様な保育ニーズの増加に伴い、障害のある子どもや、発達支援や医療的ケアが必要な子どもの教育・保育ニーズが増えているが、受入れ体制の確保が難しい状況にある。特に、医療的ケアが必要な子どもについては、安心・安全に受け入れる体制として、看護師等の体制確保やその育成及び受け入れる施設や機能の整備について課題がある。

また、日本で働く外国人の増加に伴い、名古屋市でも外国人住民数は 10 年前と比べて約 2 万人増加し、約 9.2 万人となっている。名古屋市においては、20 代、30 代の割合が高く、今後、外国につながる子どもは増加していくことが見込まれる。

多様な子どもの育ちを等しく公平に支えていくためには、統合保育の理念を大切にしながら、多様な子どもをどのように教育・保育していくのか、インクルーシブの視点で検討する必要がある。

＜障害児保育・医療的ケア児保育＞

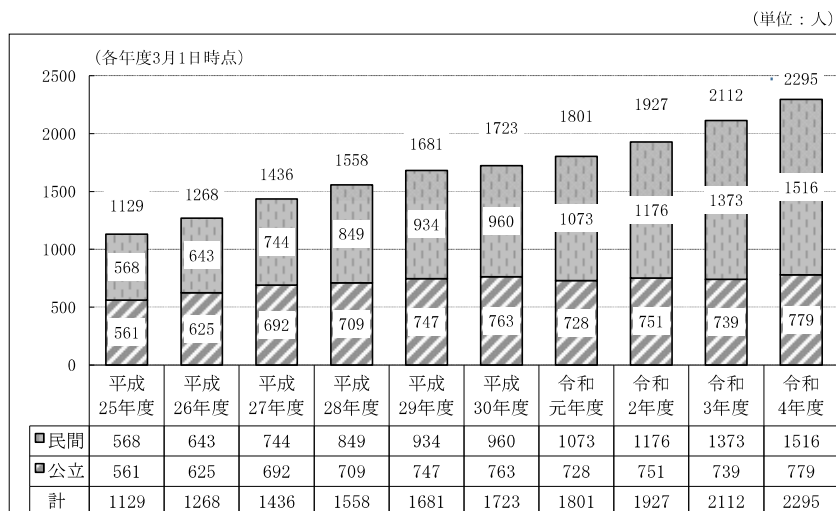
年々増加している障害児保育、発達支援や医療的ケアが必要な子どもの保育について、受入れ体制の確保を検討する必要がある。そのため、民間保育所等の一部で受入れが進まない要因も分析し、これまで以上に積極的に受け入れられるよう、他都市の取組状況等も踏まえ、補助の考え方の見直し及び人件費やその他のサポートの充実を検討する必要がある。

＜外国につながる子どもの保育＞

外国につながる子どもの保育については、必要な受け入れ体制を整備することが課題といえる。

外国につながる子どもやその家庭との保育の現場での関わりにおいて、言葉が通じないことや文化や習慣が異なることに起因する課題を抱えている場合があることから、子どもや家庭とのコミュニケーションを円滑に進めることができるよう必要な支援についても検討する必要がある。

（参考）保育所等利用障害児数の推移



2 教育・保育の質の向上の現状と課題

(1) 教育・保育ニーズの重点のシフト — 必要な量の提供とともに、より質の高い教育・保育の提供へ

名古屋市では、これまで待機児童対策として保育の量の拡大を優先的に進めてきたが、現状においては、保育所等利用申込者数の伸びは鈍化傾向にあり、保育所等の定員充足率も低下傾向にある。

将来的な保育ニーズの減少局面においても、待機児童を出さないよう引き続き必要な量の提供を的確に行うことが必要であることは変わらないが、今後、保育ニーズに対応する保育の供給量が相対的に満たされていく中では、子どもが心身ともに満たされ、健やかに生きていくことを支え、保障しうる、子どもの育つ環境や子どもの経験内容等、教育・保育の「質の向上」につながる課題がこれまで以上に重要になっていくと考えられる。

このような課題に対応し、今後、教育・保育の質を高めていくためには、名古屋市としての全ての子どもの育ちの質の向上に向けた統一的なビジョンやガイドラインを策定するとともに、職員研修等の充実を図り、幼稚園・保育所等が行う既存の評価制度のさらなる活用や名古屋市が行う指導監査のより効果的な運用等、名古屋市の教育・保育の実施体制について必要な改善策を検討していく必要があるといえる。

また、教育・保育を担う人材の確保は、質を担保する上では必要不可欠な課題である。名古屋市では、これまでも保育士確保対策として、独自の処遇改善の取組を進めてきているといえるが、令和6（2024）年4月には、保育所等における職員配置基準が改正され、引き続き、保育士確保が困難な状況が継続するものと想定されることから、今後とも、保育士確保対策により一層取り組まなければならないといえよう。

質の向上に向けては、公民が両輪となり、幼稚園・保育所等の施設類型を問わず名古屋市全体の教育・保育の質を高めていくことが求められるため、その中で公立施設の果たすべき役割についても今一度検討する必要がある。

国において「量から質へ」という大きな方向性が示され、新たに「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン」が策定されたことを踏まえ、名古屋市においても、これまで以上に教育・保育の「質の向上」に向けた取組を進めるべ

き時期にきていることを確認しておきたい。

（２）「幼稚園教育要領」、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」、「保育所保育指針」に基づく教育・保育の実践の一本化

「幼稚園教育要領」、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」、「保育所保育指針」（以下「要領等」という。）において、幼稚園や認定こども園、保育所等が幼児教育・保育を行う施設として共有すべき事項（育みたい資質・能力、幼児期の終わりまでに育ってほしい「10の姿」）が示されている。

名古屋市では、これまでのところ「名古屋市幼稚園教育指針」や「名古屋市保育ガイドライン」、「名古屋市教育・保育に関する全体的な計画・指導計画（参考）」などを策定し、要領等に基づく教育・保育の実践に取り組んできているが、その見直しが求められているといえる。

＜教育・保育の質の向上に向けた統一的なビジョンやガイドラインの策定＞

教育・保育の課題が「量から質」への転換期を迎える中、名古屋市の全ての子どもの育ちに係る教育・保育の質を一体的に支えていくためには、「こども基本法」の理念や国が策定した「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン」との整合性を図りながら、名古屋市が目指すべき教育・保育施設における、子どもの育ちの質の向上に向けた統一的なビジョンやガイドラインを策定し、幼稚園・保育所等の施設類型を問わず教育・保育の質が等しく担保され、維持されるスキームが必要である。

併せて、統一的なビジョンやガイドラインを踏まえ、計画、実践、評価、改善といったPDCAサイクルをそれぞれの教育・保育施設が確立することにより、教育・保育の質の向上に向けた、よりよい園づくりのための実践を促していく仕組みも検討する必要がある。

（３）教育・保育の質の向上に向けた方策

① 評価制度の活用

教育・保育の質を向上させるためには、学校教育法、社会福祉法等で基礎づけられている評価制度を活用した取組がまず検討される必要があろう。

保育所等の場合、社会福祉法に基づく自己評価や第三者評価があるが、努力義務とされていることから、一部の施設でしか取り組まれておらず、特に第三者評

価の受審率は15%程度にとどまっている状況にある。そのため、第三者評価については、民間保育所等の受審にかかる負担軽減策やインセンティブを検討し、受審率の向上に向けた取組を促進することが必要である。

また、第三者評価の受審後もより良い保育の実現に向けて名古屋市が保育所等をフォローアップしたり、指導監査に結びつけたりする仕組みや、利用者を含め、誰でも第三者評価等の結果を容易に確認できる仕組みが必要であるといえる。

幼稚園の場合は、学校教育法に基づく自己評価や学校関係者評価があり、法的位置づけが異なっているが、実施義務のある自己評価も一部の施設で取り組まれている現状にある。また、自己評価、学校関係者評価についての確認体制も、現状では未整備な状況といえる。

このように、現状においては幼稚園と保育所等はそれぞれ別の評価制度が設けられているところであるが、名古屋市の全ての子どもの教育・保育の質を一体的に支え、向上させるための制度として、名古屋市としての評価制度の活用・改善について検討することが望ましいと考える。

② 指導監査の改善

民間保育所等に対する指導監査は、適正に施設が運営されているか認可基準等の法令やガイドラインなどに照らし合わせ、各施設に対し年1回行うこととされており、原則実地にて実施されているが、児童福祉法施行令が改正された令和5(2023)年度から一部施設は書面監査により行われている。

施設数が増加した中で、限られた人員や時間で、保育の質の底上げを図るためには、指導監査結果の改善状況や第三者評価の結果などを踏まえて、指導監査を重点的に行う施設を選定することも必要といえよう。

また、ICTも活用した効率的な指導監査を行うとともに、重大な事案等に早急に対応できるよう体制を確保することも必要である。

なお、私立幼稚園に対しては、所管庁である県において、私立学校指導検査が行われており、その改善は県との連絡・調整課題といえる。

③ 研修体制の充実・整備

研修の現状は、保育従事者等への研修は、市長部局において職種別・経験別に

実施され、体系化が図られている。また、教育委員会においても、幼児教育の質の向上のために私立幼稚園や保育所等を対象とした研修が行われている。「量から質」への教育・保育の転換期にあたり、保育士等関係職員一人ひとりの資質や専門性を高めるための研修等による自己研鑽はますます重要といえるが、現状の職員体制を踏まえると、研修への参加が難しい施設もあるのが実情といえる。

研修が日々の教育・保育の質の向上に直接的につながられるようにするためには、現状においても、「互いに保育を見合い、対話する」実践的な研修が地域単位で行われることや、研修機会の確保のためオンライン研修の増加に併せて無理なく受講できるような環境の整備を行うなど、研修体制の充実・改善を図ることが必要である。

今後、名古屋市の全ての子どもの教育・保育の質の向上を一体的に支えるためには、本意見書で策定を提言している名古屋市としての幼児期の教育・保育に関する統一的なビジョンやガイドラインに基づく、幼稚園・保育所等の施設類型に関わらない研修体系を構築することが望ましいと考える。その場合、名古屋市の教育・保育の研修に関する情報の一元的な提供など、すぐにでも実現しやすいと思われるものから段階的に取り組む必要がある。

（４）教育・保育に関わる職員体制の整備・充実

名古屋市内の幼稚園教諭・保育士養成校の入学者は年々減少している。また、幼稚園教諭・保育士資格を取得した、市内の幼稚園教諭・保育士養成校の卒業者の約１割強は、保育所や幼稚園等ではなく、民間企業等に就職しているといった現状がある。

保育士の有効求人倍率は、全国的な保育士不足の影響もあり、高い水準で推移している。令和５（２０２３）年１２月の愛知県は４．１２と、全職種平均の１．３３の３倍以上の水準となっている。

さらには、令和６（２０２４）年４月には、保育所等における職員配置基準が改正され、公定価格において新たに加算が設けられたことで、さらなる職員配置が可能となったといえるが、一方で、新たに保育士を確保する必要があることも見込まれている。

名古屋市は、これまでも保育士確保対策として、年齢や経験年数に応じて公立

保育所の保育士と同水準の給与を保障する「運営費補給金」や「奨学金返済支援事業」など、独自の処遇改善の取組を進めてきているといえるが、今後、さらなる取組が求められるといえよう。

また、幼稚園教諭の有効求人倍率については、愛知県は 4.78 と保育士と同様に高い水準となっており、確保が困難な状況にある。

このような状況を踏まえ、公私幼保の施設類型を越えて、特に、「処遇改善」、「教育・保育の仕事の魅力発信」及び「離職防止」について重点的に取り組むことが必要である。

＜処遇改善＞

保育士確保を進めるためには、離職防止や負担軽減といった働きやすさの面での処遇改善とともに、給与面での処遇改善が不可欠である。

依然として保育士の給与水準は、全産業水準と比べると低水準に留まっており、名古屋市においては、多様な種別の幼稚園・保育所等があることから、公民合わせて、さらなる処遇の改善が必要であると考ええる。

国の「こども未来戦略」においては、職員の配置基準の見直しに併せて処遇改善についても言及していることから、国の動向を踏まえながら、名古屋市としても、より一層、幼稚園教諭や保育士の処遇改善の検討につなげていく必要がある。

＜教育・保育の仕事の魅力発信＞

教育・保育の仕事は、保護者とともに、子どもの成長を支え、喜びを分かちあうことを通して、社会の基盤を担うものであり、社会にとってかけがえのないものである。また、小学生のなりたい職業ランキングでは、幼稚園教諭や保育士は上位にランクする職業となっている。

一方、近年の教育・保育に関する話題は、教育・保育の仕事の魅力ではなく、給与の低さや責任の重さ、早期離職などマイナスのイメージにつながる内容が取り上げられることも多く、幼稚園教諭・保育士養成校の入学者の減少の一因となっているものと考えられる。

中長期的な幼稚園教諭・保育士確保のためには、将来的に一定数の幼稚園教諭・保育士の「成り手」を確保することが重要といえる。そのためには、進路や職業選択について現実的に考え始める中高生やその保護者、学校関係者等を対象とし

て、幼稚園や保育所等の職場見学や保育体験など、教育・保育の仕事の魅力を積極的に伝える機会・情報発信を増やすなどといった取組について検討が必要である。

加えて、潜在保育士や新たに保育士資格を取得した他業種からの転職希望者などを採用につなげるための取組についても検討が必要である。

また、そのような取組をより効果的なものとするために、幼稚園、保育所等、幼稚園教諭・保育士養成校、名古屋市が、課題認識を共有して、これまで以上に幼稚園教諭・保育士の魅力向上の取組を連携して行うことが重要である。

＜離職防止＞

教育・保育の質を向上するためには、名古屋市と幼稚園、保育所等が連携して、処遇改善や、より質の高い教育・保育を提供する幼稚園教諭・保育士の育成などを行うとともに、そのような幼稚園教諭・保育士が継続的に勤めようと思える環境をつくり、より良い働き方を実現できる仕組みづくりをしていくことが必要である。

＜職員支援＞

離職防止のためにも職員支援の環境整備は重要といえる。物理的に子どもと離れ各種業務を行うための「ノンコンタクトタイム」の確保や臨床心理士等のカウンセリングによる心理的支援、時代に対応しうるICT環境の整備等、仕事上の一層の負担軽減を図るための取組を行えるような方策について、検討をしていく必要がある。

さらには、名古屋市が先導して、ライフスタイルに合った働き方を実現できるよう、働き方の改革に取り組む体制や意識を醸成していくことも必要といえよう。

（５）教育・保育に関わる施設設備の充実

子どもたちが日々過ごす教育・保育環境を、安心・安全で、子どもの健やかな成長に資する良好な環境として充実させることは、教育・保育の質を担保するために必要な取組である。

また、幼稚園・保育所等においては、安全計画の策定が各施設に義務づけられており、計画を実行する際には、子どもたちの安心・安全を担保するための施設

設備の充実が十分に図られるよう支援することについて検討する必要がある。

名古屋市では、防犯設備の設置や送迎用車両への安全装置の装備等、技術の進歩に伴い、より安心・安全な教育・保育環境の実現に向けた補助を行っているところである。加えて、本部会が保護者に対して実施したヒアリングにおいては、生活に広く浸透してきているデジタル環境に対応しうるICT環境等の利活用のさらなる充実を求める声もあった。引き続き、教育・保育に関わる施設設備に求められる今日的な課題、機能について、安心・安全で子どもの健やかな成長に資する良好な教育・保育環境の実現に向けて検討していくことが望ましいと考える。

(6) 公立施設の果たすべき役割

今後、多様な教育・保育ニーズに的確に対応し、教育・保育のさらなる「質の向上」を図るとともに、今日的な課題である「幼保小連携・接続の推進」等を進めるためには、公民が両輪となって取り組むことが重要である。

そのためには、これまで果たしてきた公立、民間の役割を振り返り、本意見書で策定を提言している名古屋市としての幼児期の教育・保育に関する統一的なビジョンやガイドラインに基づき、公立施設がさらにどのような役割を果たすべきか今一度検討する必要がある。

名古屋市としての幼児期の教育・保育に関する統一的なビジョンやガイドラインを今後策定した際には、名古屋市が目指す教育・保育の実現に向けて、全ての教育・保育施設が連携し、積極的に実践研究を行い、その結果について情報を発信していくなどの必要がある。

市立幼稚園は、幼児教育支援室とともに名古屋市の幼児教育のハブとして、モデルとなる教育実践を発信し、名古屋市の教育・保育の質の向上に資するよう取り組むべきである。

とりわけ、幼児期の教育・保育と小学校教育との円滑な接続のあり方やインクルーシブ教育を始めとした今日的な課題に対応した実践研究について、その成果が効果的に活用されるよう情報発信を行うなど、全市の教育・保育施設に広げていく役割を担う必要がある。

公立保育所は、「エリア支援保育所」として機能強化を図り、区役所（民生子ど

も課・保健センター)、児童相談所等の関係機関同士のネットワーク構築のコーディネート役を果たすとともに、地域の実情に応じた教育・保育の質の向上に取り組むべきである。

また、これまでも公立保育所が行ってきた、地域における様々な保育のセーフティーネットとしての役割を引き続き果たしていく必要がある。多様な保育・子育てニーズに対応するため、機能の再点検や新規事業に積極的に取り組むなど、機能の付加について検討すべきである。その際には、通常保育も含めた十分な職員体制の確保、施設改修等による環境の整備が必要である。こうした取組については、地域全体の保育所等の配置バランスを踏まえながら行う必要がある。

3 教育・保育に関わる行政の連携の現状と課題

平成 29～30 年に「幼稚園教育要領」、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」、「保育所保育指針」が改正され、その中で、幼児期の終わりまでに育ってほしい「10 の姿」が共通に示されたことにより、子どもの資質・能力が将来にわたり一貫して育まれるよう幼稚園、保育所等での幼児教育から小学校教育へ円滑な接続を図ることが重要な課題として位置づけられ、現在に至っている。

このような流れの中、教育・保育に係る市民のニーズも「量の拡大」から、これまで以上に「質の向上」に移行し、幼稚園や保育所等に求める各々の役割も重なりつつある。子どもの数が減少していく中において、今後、子どもたちに、どのような教育・保育を提供していくのか、単純に「教育」、「福祉」といった枠組みにとらわれることなく、子どもに関わる施策全体を統合的、横断的に考えなければならない。

そのためには、公私幼保のそれぞれの施設類型にかかる公費負担額についても違いを踏まえた検討を行うことが望ましい。

幼稚園や保育所等を利用する全ての子どもの育ちを等しく公平に支え、保障するべく、施設類型に関わらず、子どもたち、また、その保護者が安心して利用できるよう、子ども・保護者の視点から、今後の教育・保育の基盤を整理することが必要であり、名古屋市においても教育・保育を支える体制についての根本的な検討が必要な時期にきているものと考えられる。

(1) 幼児期の教育・保育と小学校教育との円滑な連携・接続の実現

国においては、これまでの幼保小の連携・接続の取組を振り返り、行事交流等にとどまり、子どもの資質・能力の一貫した育ちにつながるように小学校のカリキュラムの編成・実施が行われていないことや「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」が連携の手がかりとして十分機能していないといった現状認識をふまえて、令和 5（2023）年に「幼保小の架け橋プログラム」を策定している。そこでは、幼保小の協働を通して、義務教育開始前後の「架け橋期」（5 歳児から小学校 1 年生の 2 年間）にふさわしい主体的・対話的で深い学びの実現を図り、一人ひとりの多様性をふまえた上で特別な配慮を必要とする子どもを含めた全ての子どもに学びや生活の基盤を育むことを目指すとの考え方が示されている。

名古屋市では、これまで、国公立幼稚園、公立保育所、私立幼稚園、民間保育所等による名古屋市幼児教育研究協議会（以下「名幼研」という。）において、幼児教育・保育の振興と向上のための取組を進めてきており、その活動の一環として小学校との連携・交流等が図られてきた。また、幼稚園や保育所等の研修会等において幼保小の連携をテーマに開催するといった取組等も行われてきている。

今後は、幼児期の教育・保育と小学校教育との連携・接続を通して、目指すべき子どもの共通の資質・能力が一貫して育まれるように、これまでの取組を基礎としつつ、国が推進しようとしている「幼保小の架け橋プログラム」や、本意見書で策定を提言している名古屋市としての幼児期の教育・保育に関する統一的なビジョンやガイドラインを踏まえて、幼保小それぞれの想いや課題認識を共有し、幼保小接続のためにどのような取組が必要であるのかを検討し、それを実行していく体制を整備していくことが必要である。

幼稚園や保育所等での遊びの中での学びを、小学校における「主体的・対話的で深い学び」にどのようにつなげていくのか、教育委員会と市長部局がその課題を共同で検討・推進し、実践研究の中心的役割を担う体制を構築する必要がある。例えば、名幼研の構成員として幼保小の連携・接続を担当する小学校の教員も参画し、地域ごとの情報共有や連絡調整を担うことにより、幼保小の連携・接続の取組を円滑にすることや、さらには、各学校、幼稚園・保育所等、あるいはその地域における中核的な学校・施設での、幼保小の連携のためのコーディネーターの配置等といった、より具体的かつ体系的な仕組みづくりを考えていくべきである。また、その際には、幼稚園・保育所等と、特別支援学級や特別支援学校との円滑な連携・接続のために必要な取組についても検討していく必要がある。

（２）教育委員会と市長部局間での教育・保育の所管部署の連携・統一

現状の国の制度としては、幼稚園の認可は都道府県が行い、保育所等の認可は都道府県及び政令指定都市、中核市が行っている。また、私学助成を受ける私立幼稚園の運営費補助は都道府県が行い、その他の施設の運営費給付は市町村が行っている。

この他、都道府県及び市町村が、独自に補助事業を行っている場合もある。

このような乳幼児期の教育・保育に係る現状の制度における複雑な許認可権者や運営費等の補助・給付権者の違いが、これまで教育・保育を一体的に考えてい

くことを阻害してきた要因の一つであり、改善を図る必要があるといえる。

名古屋市においては、子ども・子育て支援新制度のスタート以前からの経緯もあり、原則、私学助成を受ける私立幼稚園への独自補助等については教育委員会が所管し、その他の施設への運営費給付や独自補助は市長部局の所管として運営されている。

全国の動向を見た場合、名古屋市を除く、19の政令指定都市においては、市長部局が私学助成を受ける私立幼稚園への独自補助等についても所管することで、政令指定都市が行っている私立幼稚園及び保育所等に係る運営費給付や独自補助等についての一元的な所管が実現されてきている現状がある。

幼稚園や保育所等を利用する全ての名古屋市の子どもの育ちを等しく公平に支え、保障していくという観点から、名古屋市においても、まずは、他の政令指定都市と同様に、私学助成を受ける私立幼稚園の所管部署を統一し、全体的な視点から今後の教育・保育を一元的に企画立案や情報発信等をできるような体制を実現することが必要であると考ええる。

一元化した行政の体制の下、それぞれの施設の教育・保育理念を尊重しつつ、共通化・効率化すべき事項は必要に応じて実施する等、施設類型ごとの長所を活かし、個々の施設の有する力を最大限に引き出せるような企画立案を行うことにより、子どもの最善の利益につなげる必要がある。

教育・保育に関わる教育委員会と市長部局との関係の調整、整理、見直しは本部会が教育・保育の今後のあり方として提言する課題を実現する上で、どうしても必要な課題として位置づけておきたい。

おわりに

＜まとめとして ― 名古屋市への要望＞

本意見書においては、名古屋市の子ども・子育てを取り巻く環境の変化や、教育・保育に関する現状と課題を踏まえながら、名古屋市の全ての子どもの育ちを等しく公平に支え、保障していくために必要な取組や課題について、3つの論点から様々な意見を述べてきたところである。

今後、これらの意見について、名古屋市が真剣かつ丁寧を受け止め、今後の教育・保育施策に関する基本的な方針を整理、検討するとともに、次期名古屋市子どもに関する総合計画（なごや子ども・子育てわくわくプラン）に反映するなど、予算や人員の措置がなされ、必要な事業として実施されることを切に望み、意見書のまとめとする。

＜付帯事項 ― 継続的な検討課題＞

本部会において、これまで述べてきた様々な意見に加え、将来に向けて順次対応すべき以下の課題についての意見もあった。これらについても継続して検討すべきであることを申し添える。

- ・財源や人員等の整理を国に働きかけた上での、県所管の私立幼稚園の設置認可等の権限及び財源の名古屋市への移譲
- ・幼稚園・保育所等の施設類型に関わらない横断的な視点による、名古屋市の乳幼児期の教育・保育の所管部局のあり方の検討
- ・幼稚園・保育所等の施設類型に関わらない横断的な視点による、名古屋市の乳幼児期の教育・保育の質の向上に資する利用者の立場に立った評価システムの構築
- ・名古屋市としての統一的なビジョンやガイドラインに基づく教育・保育が行われていることを担保できる各種補助金の仕組みの構築
- ・教育・保育の質の向上に向けた、教育・保育従事者等のリスキリングや、施設類型に関わらないより高度な専門性を獲得する機会の確保策などの検討

○ 部会の構成と検討経過

- ・ なごや子ども・子育て支援協議会に教育・保育計画部会を設置し、以下の有識者により、教育・保育施策に関する今後のあり方について検討

(敬称略、50 音順)

氏 名	所 属 団 体 等
上田 敏丈	名古屋市立大学大学院人間文化研究科教授
小野田 誓	公認会計士小野田誓事務所
加藤 義人	岐阜大学客員教授
近藤 正春	桜花学園大学・名古屋短期大学名誉教授
齊藤 公彦	公益社団法人名古屋市私立幼稚園協会
竹内 洋江	特定非営利活動法人名古屋おやこセンター
中谷 素之	名古屋市教育委員会
橋本 洋治	日本福祉大学経済学部教授
藤岡 省吾	公益社団法人名古屋民間保育園連盟
山谷 奈津子	愛知県弁護士会

- ・ 令和 5 年 5 月から令和 6 年 4 月にかけて計 6 回開催

区 分	開 催 日	検 討 内 容
第 1 回	令和 5 年 5 月 22 日 (月)	主な論点の確認
第 2 回	令和 5 年 7 月 14 日 (金)	主な論点についての意見交換
第 3 回	令和 5 年 9 月 7 日 (木)	これまでの議論を踏まえた、検討の方向性の確認
第 4 回	令和 5 年 12 月 11 日 (月)	検討の方向性についての意見交換
第 5 回	令和 6 年 1 月 29 日 (月)	意見書 (素案) についての意見交換 関係者ヒアリング (市立幼稚園利用世帯、私立幼稚園利用世帯、公立保育所利用世帯、民間保育所等利用世帯、在宅子育て世帯)
第 6 回	令和 6 年 4 月 26 日 (金)	意見書 (案) についての意見交換と確認

＜報告 5＞

子ども会活動振興策の方向性策定に向けた検討
会議からの意見書について

子ども会活動振興策の方向性策定に向けた検討会議の開催状況

1 所掌事務

- ・子ども会活動に対する支援の基本的な考え方に関すること。
- ・子ども会活動に対する支援の今後のあり方に関すること。
- ・その他、子ども会活動の振興に向けて子ども青少年局長が必要と認めた事項

2 委員の構成

氏 名	所 属 団 体 等
浅野 香代子	名古屋市子ども会連合会 副会長
今井 彩葵	名東区ボランティアサークル「じゃりんこ」代表
木戸 秀典	名古屋市子ども会連合会 会長
佐 藤 彰	守山区子ども会育成連絡協議会事務局 (区子ども会育成者組織 事務局代表)
坪井 文典	名古屋市立小中学校長会 副会長兼小学校部長
○ 時安 和行	至学館大学健康科学部こども健康・教育学科 教授
中野 幸夫	名古屋市区政協力委員議長協議会 副議長
三浦 哲司	名古屋市立大学大学院人間文化研究科・人文社会学部 准教授
山本 奈央	名古屋市立大学経済学研究科 経営学専攻 准教授
山本 陽子	名古屋市立大学経済学研究科 経済学専攻 教授

○：議長

(敬称略・五十音順)

3 開催状況

区分	日 時	内 容
第1回	令和6年1月15日(月) 9時30分～11時15分	・検討会議の役割等 ・子ども会の現状について ・子ども会の振興に向けた検討状況 ・子ども会の振興に向けた検討の方向性(案) ・その他
第2回	令和6年3月7日(木) 9時30分～11時00分	・意見書(案)の検討 ・その他

(参考：子ども会活動振興策の方向性策定に向けて実施した調査等)

(1) 令和4年度の主な調査内容

①全学区（各学区区政協力委員長）を対象としたアンケート調査
主に子ども会と地域団体等の関わりについて調査を実施した。

②学区子ども会育成者組織（学区子連）代表者を対象としたアンケート調査
学区子連や地域子ども会の現状や課題についての調査を実施した。

③特徴的な子ども会及び当該子ども会と関わりが深い地域団体へのヒアリング
上記①や②のアンケート調査で把握した「特徴的な子ども会」に対して、ヒアリング調査をした。

※上記①から③の調査方法については、学識者（3名）の意見を踏まえて実施。

(2) 令和5年度の主な調査内容

①学識者(4名)による子ども会活動の振興に関するテーマ別研究
様々な分野の学識者から子ども会の活性化に向けた施策について、提言を得るため実施した。

②新たな子ども会活動のモデル事業
子どもが主体となって企画運営を行う取り組みを支援することで、参加する子どもの満足度を高め、子ども会の振興につなげる事業をモデル実施した。

③その他の調査等

- ・新たな支え手（大学、NPO法人等）と関わりのある子ども会活動の他都市調査
- ・地域団体等により、新設された子ども会へのヒアリング調査
- ・子ども会ボランティアサークルの活動状況調査
- ・子ども会活動アシストバンク事業の効果検証

「子ども会活動の振興に向けた方向性」について（意見書）の概要

区 分	内 容
子ども会活動に対する支援の基本的な考え方	子ども会活動については、子どもの健全育成だけでなく、様々な面から重要な事業であるが、会員数や団体数の減少傾向が続いており、市が振興に向けた支援策の充実を図る必要がある。
子ども会の運営支援について	- 子育て世帯の価値観の変化やライフスタイルの多様化等を背景に、活動を支える保護者の負担感が大きくなっていることから、早急に負担軽減につながる仕組みを検討する必要がある。 - 負担軽減につなげるため、ICTツールの活用や運営に関する好事例の発信等を通じて、運営の効率化が進むよう市として支援をしていく必要がある。 - また、保護者以外の支え手として、子ども会ボランティアサークルへの支援の強化や子ども会活動アシストバンク事業の本格実施、学生・NPO法人等との連携などを進める必要がある。
子ども会活動の参加機会の充実について	- 子ども会については、区、学区、町内会・自治会単位等の活動単位によって、運営の課題は異なることから、支援の内容については、それぞれの活動実態を踏まえて検討する必要がある。 - 近年の団体数減少を受け、活動が行われていない地域も少なくないことから、子ども会のない地域における参加の仕組みを検討する必要がある。 - 子ども会については、子どもにとって社会参加の機会の1つであるため、振興策の検討にあたっては、子どもの主体性を尊重し、参加の強制に繋がらないように配慮する必要がある。
活動の魅力向上と認知度・イメージの向上について	- 子ども会の魅力向上には、子ども自身が主体的に行事の企画や運営に携わる取り組みが必要であり、子どもワークショップに対する運営支援などの取り組みが必要である。 - 子ども会への加入や継続につながる要因としては、子どもや保護者同士の推奨が重要になると考えられることから、子どもや保護者の子ども会に対する愛着をさらに高める取り組みを進める必要がある。
方向性策定にあたっての留意点	- 方向性の検討にあたっては、アンケート等で子どもの意見を聞き、子ども目線で振興に繋がる施策を検討する必要がある。 - 今後、市が目指すべき子ども会活動は、団体数や会員数などの数字ではなく、参加した子どもの満足度など、活動の質を高めていくことを目標とすべきである。

「子ども会活動の振興に向けた方向性」について（意見書）

令和6年3月28日

名古屋市子ども会活動振興策の方向性策定に向けた検討会議

子ども会は、子どもにとって地域の中における豊かな遊びや様々な交流・体験活動の機会になるとともに、子どもが地域活動に関わるきっかけともなる非常に意義のある活動である。

しかしながら、近年の少子化の進行や子ども、保護者の生活スタイルの変化などを背景に、地域子ども会の団体数や会員数の減少が続いており、多くの地域で子どもの体験活動の場が失われる憂慮すべき状況が生まれている。

さらに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大以降、子どもの体験活動の機会が減少していると言われており、子ども会を始めとする地域の体験活動の場は、ますます重要になっていると考えられる。

このような現状を踏まえ、名古屋市子ども会活動振興策の方向性策定に向けた検討会議において、今後の子ども会活動の活性化に向け様々な視点から検討してきたことを次のように取りまとめたので、報告をする。

なお、本意見書における地域子ども会とは、町内会・自治会などの小地域を単位とし、当該小地域内の子どもにより構成される自主的な組織を指し、区子ども会育成者組織（以下「区子連」という。）及び学区子ども会育成者組織（以下「学区子連」という。）は、それぞれ区及び学区を活動の単位とし、地域子ども会を始めとする子ども会活動を援助する目的で活動する育成者により構成される自主的な組織を指す。

1 子ども会活動に対する支援の基本的な考え方

- 子ども会活動については、子どもにとって、身近な地域で幅広い体験活動を経験できる事業であり、地域の様々な大人との経年的な関わりを通じて、継続的に子どもの精神及び身体の両面の成長・発達につながる事業であると考えられる。

また、子どもにとっては、学校や家庭以外で過ごす居場所が必要であり、子ども会が身近な地域に子どもの居場所を作ること、子どもたちが地域に関心を寄せるきっかけにもなっていると考えられる。

さらに、子ども会活動に関わる保護者にとっては、保護者同士の意見交換や子育てに関する悩みを共有できる場としての性格もあり、様々な面から重要な事業であると考えられる。

- しかしながら、町内会・自治会の加入者の減少と同様に、子ども会についても、会員数の減少傾向が続いており、さらに、子ども会については、団体そのものがなくなるという状況が多く、多くの地域で生じており、憂慮すべき状況にある。

そのため、子ども会の特徴である地域の自主性を尊重しつつも、多くの地域に子ども会活動が広がるように、市が振興に向けた支援策の充実を図る必要がある。

- 子ども会の振興策を検討する上で、現在、市内でも活動を活発に続けている地域もある一方で、活動をほとんど行っていない地域も多く、その状況は地域によって様々である。

そのため、振興策の検討にあたっては、子ども会活動の運営支援に限らず、活動を行っていない地域も含めた子どもの参加機会の充実や市民の子ども会活動に対する認知度・イメージの向上など、地域の実情を踏まえ、様々な面から振興策を検討する必要がある。

2 子ども会の振興に向けて必要な施策

(1) 子ども会の運営支援について

<保護者の負担軽減について>

- 子ども会の運営にあたっては、会員となる子ども以外にも支援者の存在が重要であるが、現在、多くの子ども会において、その役割を会員の保護者が担っていると考えられる。

しかしながら、子育て世帯の価値観の変化やライフスタイルの多様化等を背景として、保護者に活動の担い手としての役割を期待することが難しくなっている状況が見受けられる。

- 特に、近年、保護者の負担感から子ども会への参加を回避する状況が顕著に見られており、ICTツールを活用した行事や会議の効率化に対する支援、市が交付する助成金の申請手続きの簡素化等を通じて、早急に保護者の負担軽減につながる仕組みを検討する必要がある。

- 早急な負担軽減につなげるためには、子ども会ボランティアサークルを始めとする既存の支援者の確保や育成にとどまらず、子ども会活動アシストバンク事業の積極的な活用や学生・NPO法人等の新たな支援者との連携等様々な取り組みを並行して進める必要がある。

<運営の効率化について>

- 子ども会関係者にとって、行事の企画、運営やそれに伴う準備等の負担が大きいとの意見があるため、ICTツールの活用や運営に関する好事例の発信等を通じて、運営の効率化が進むよう市として支援をしていく必要がある。

- また、市が交付する助成金の申請事務については、手続きの内容が煩雑で分かりにくく、関係者の負担感に繋がっているとの指摘があるため、申請手続きのオンライン化などを通じて、手続きの簡素化や利便性の向上を検討する必要がある。

ただし、オンライン手続きに不慣れな育成者にも配慮し、分かりやすいマニュアルを作成するなど、丁寧な説明に努める必要がある。

＜地域子ども会の活動を支える組織について＞

- 現在、区子連や学区子連が中心となって、地域子ども会同士の交流や情報提供等の役割を担っている。さらに、区子連については、将来の地域子ども会の運営を支える人材の育成に向け、リーダー養成事業も実施している。

これらの活動は、現在及び将来の地域子ども会の運営を支える重要な役割があると考えられる。

- しかしながら、近年、区子連活動や学区子連活動に参加することに伴う負担を回避するため、区子連や学区子連に所属しない地域子ども会が増えている。所属の有無については、各団体が判断すべき事項ではあるが、いずれの組織も、地域子ども会の運営を支える重要な役割があるため、活動の活性化に繋がるよう市として支援をする必要がある。

- また、子ども会活動を支援する組織として、各区の子ども会ボランティアサークルが活動を行っているが、近年、会員数の減少や1人あたりの参加回数の減少などで、一部の地域では、従来の活動を維持できなくなっている状況も見受けられることからボランティア人材の確保、育成、定着に向けた支援など、子ども会ボランティアサークルの活性化に向けた支援を強化する必要がある。

- さらに、地域子ども会の設立の契機は、町内会・自治会等の地域団体を母体とするものが多くあり、活動にあたっても、町内会・自治会等の地域組織と連携して活動を行うことで、活性化を図っている事例が多く見受けられることから地域子ども会と町内会・自治会等の双方の事情を踏まえた形で、連携・交流が進むよう支援をしていく必要がある。

＜新たな支え手の確保について＞

- 行事の企画や運営の負担軽減を図るとともに、活動の魅力を向上させるため、子ども会活動アシストバンク事業を一部の地域において、試行実施しているが、本年度実施した効果検証においても、負担軽減策や活動の魅力向上策として有効であることが確認できていることから本格実施を検討する必要がある。

- さらに、新たな支え手として、学生・NPO法人等との連携も考えられるが、その実現に向けては、子ども会ボランティアサークルの活動内容等を踏まえ、地域子ども会が希望する支援内容を市として学生・NPO法人等に対し、具体的に示していく必要がある。

（２）子ども会活動の参加機会の充実について

＜子ども会の活動単位について＞

○ 現在、子ども会については、地域子ども会と区子連や学区子連等の広域的な活動を行う団体があるが、地域子ども会については、地域の身近な子ども同士の交流の場であり、区子連や学区子連については、地域子ども会の規模では実施できないより大規模なレクリエーション活動等を行っており、いずれの活動も、子どもの健全育成に繋がっていると考えられる。

○ しかしながら、少子化の進行により地域子ども会の規模の縮小が続いており、一部の地域では、地域子ども会の単位では、交流活動が十分に実施できていない状況も見受けられる。

また、学区子連等においては、活動場所の確保に苦慮しているなど活動単位によって、運営の課題は異なることから、支援の内容については、区子連、学区子連及び地域子ども会のそれぞれの活動実態を踏まえて検討する必要がある。

＜子どもの参加機会の確保について＞

○ 近年の団体数減少を受け、活動が行われていない地域も少なくないものと考えられる。

これらの地域の子どもに対しても、子ども会活動への参加の機会を確保できるよう地域子ども会の新設事例の情報発信など、子ども会の新設に繋がる取り組みや子ども会のない地域における参加の仕組みを設けるなど、地域の違いで子どもの参加機会に差が生じないような取り組みが必要である。

ただし、子ども会については、子どもにとって社会参加の機会の１つであり、子ども会以外の過ごし方を希望する場合も考えられることから、振興策の検討にあたっては、子どもの主体性を尊重し、参加の強制に繋がらないように配慮する必要がある。

（３）活動の魅力向上と認知度・イメージの向上について

＜活動の魅力向上について＞

- 子ども会の魅力向上には、子どもが参加して楽しさを感じる活動が必要であるが、この楽しさには、単に面白さを感じる活動に参加できる体験だけでなく、子どもが主体的に行事の企画や運営に携わることで、子ども自身が得られる達成感も重要と考えられる。
- 現在、子ども自身が主体的に子ども会の運営に関わる取り組みを試行実施しているが、このような取り組みは、子ども会活動に対する子どもの満足度を高めるとともに、子どもの主体性の向上などを通じ、保護者の活動に対する評価の向上に繋がると考えられる。
- そのため、子どもの手による子ども会活動に繋がるよう子ども会が実施する子どもワークショップに対する運営支援を行うなど、子ども主体の企画・運営に繋がる取り組みを支援する必要がある。

また、この取り組みを幅広い地域に広げるためには、会員の中で指導的な立場であるジュニアリーダーの役割が重要であり、区子連や子ども会ボランティアサークルと連携して、その育成に向けた支援についても併せて検討する必要がある。

＜認知度・イメージの向上について＞

- 子ども会への加入や継続に繋がる要因としては、子どもや保護者同士の推奨が重要になると考えられることから、子ども会への参加・継続・推奨に繋がるよう加入者の子ども会に対する愛着をさらに高める取り組みを進める必要がある。

また、子ども会ごとに行っている活動が異なることから、子どもに直接、活動内容が伝わるよう、地域子ども会等が実施する魅力発信に向けた取り組みを支援していく必要がある。

なお、新規加入者に向けては、これらの取り組みを学校等関係機関と連携をして行うことも有効な手法であると考えられる。

- さらに、子ども会活動には、活動場所や支援者による運営への協力など様々な面で、地域の理解と協力が不可欠であるが、近年の子ども会の団体数や会員数の減少に伴い、子ども会の存在や活動内容を知らない市民も多いため、子ども会に対する認知度・イメージの向上に向けた取り組みが必要である。

3 方向性策定にあたっての留意点

○ 近年、子どもの学校外でのスポーツ・文化活動が多様化しており、学校や家庭以外で過ごす時間が長くなっていると考えられる。このような多様な活動と、子ども会活動をいかに両立させるかを検討することが必要であり、アンケート等で子どもの意見を聞き、子ども目線で振興に繋がる施策を検討する必要がある。

○ 子ども会活動については、本意見書で述べてきたような様々な課題を抱えており、振興に向けては、社会情勢やニーズの変化を踏まえた新たな支援策に取り組んでいく必要がある。

振興に向けては、支援策の拡充に必要な財源の確保が不可欠であるとともに、振興に繋がる具体的な目標を期限とともに定めることを検討すべきである。

しかしながら、少子化の影響などにより、子ども会の団体数や会員数の減少傾向を反転させることは、困難と考えられることから、今後、市が目指すべき子ども会活動は、団体数や会員数などの数字ではなく、参加した子どもの満足度など、活動の質を高めていくことを目標とすべきである。